平成２８年度

統計調査年間計画

平 成 ２ ８ 年 ４ 月

京 都 市 総 合 企 画 局

はじめに

本市では，統計事務について，統計の真実性の確保や統計調査の重複を避けるための相互調整と統計の体系の整備を趣旨として，「京都市統計事務規程」（京都市訓令甲）を制定しています。

この訓令では，京都市事務分掌条例第１条に規定する局及び会計室に，統計調査の企画，設計及び公表並びに統計資料の収集及び整備に関する事務を行う統計調査主任を置き，また，この訓令の円滑な運用を図るために，各局及び会計室の統計調査主任などで構成する統計調査連絡会議を置くことを定めています。

この統計調査年間計画は，統計調査連絡会議の議を経て作成されたものであり，本市で行う統計調査について，調査の企画，調整などに利用していただくため，その内容を紹介するものです。

多種多様な統計調査を統一的な様式にまとめておりますが，様式，項目などについて，更に改善を要するところについては，今後の統計調査年間計画において，逐次，整備を図ってまいりますので，御指導と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に，編集に当たり，統計調査連絡会議に出席いただいた各局及び会計室の統計調査主任の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成２８年４月

京都市総合企画局

凡　　例

1　この統計調査年間計画に収録した統計調査の種類は，次のとおりです。

（１）受託統計調査

国の機関又は他の団体等から受託により行う統計調査

受託統計調査については，さらに以下の種類に分類しています。

ア　基幹統計調査

次のいずれかに該当する統計の作成を目的とする統計調査

（ア）統計法第５条第１項に規定する国勢統計

（イ）統計法第６条第１項に規定する国民経済計算

（ウ）行政機関が作成し，又は作成すべき統計であって，次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

・全国的な政策を企画立案し，又はこれを実施する上において特に重要な統計

・民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

・国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計，その他国際比較を行う上において特に重要な統計

イ　基幹統計調査以外の統計調査

統計法第２条第７項に規定する一般統計調査及び，地方公共団体が独自に行う統計調査（以下「その他」という。）

（２）固有統計調査

市が独自に行う統計調査

2　この統計調査年間計画に収録した統計調査の範囲は，平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に実施される予定のものです。また，平成２３～２７年度に実施された統計調査についても併せて掲載しています。

なお，平成２８年度に実施される調査の名称には，下線を引いています。

3　この統計調査年間計画は，それぞれの統計調査を，局室別に収録しました。

4　掲載項目及び掲載要領は，次のとおりです。

（１）統計調査名

統計作成を目的として実施される調査の名称で，調査名に付された実施年又は年度は，原則として省略しています。

（２）主　管　課

当該統計調査を主管する所属の名称を掲載しました。

（３）種　　　類

統計調査年間計画に収録した統計調査の種類を掲載しました。

（４）目　　　的

統計調査を実施する目的又は主管する局及び会計室における当該統計の利用目的を掲載しました。

（５）調 査 対 象

調査対象の調査単位，若しくは調査のための資料名を記載しました。

また，標本調査の場合は，抽出枠に母集団の名称を示しました。

（６）調 査 方 法

選　　　定　調査対象の選定方法を全数，無作為抽出，有意抽出の別によって示しました。

客　体　数　客体数又は標本数を示しました。

配布・収集　調査票の配布・収集が調査員によるか，郵送によるか，両者の併用によるかの別を示しました。

記　　　入　調査票への記入が報告者によって行われるものを「自計」，調査員によって行われるものを「他計」，両者によって行われるものを「併用」と示しました。

把　握　時　調査事項の把握時点又は把握期間を示しました。

系　　　統　調査を実施する機関から報告者に至るまでの調査の系統と関係機関を示しました。

（７）周 期 な ど

周　　　期　調査の実施又は報告の徴集が１回限りのものであるか，月，四半期，年などの間隔で繰り返して行われるかを示しました。

実 施 期 間　報告者の調査票提出期日又は調査員の面接期日などを記載しました。

（８）調 査 事 項

調査票によって調査対象に申告又は報告を求める事項や資料等に基づいて調査する事項を記載しました。

（９）備　　　考

提出先や統計調査の結果が掲載される報告書の名称等を記載しました。

表－１　平成２８年度統計調査年間計画総括表

	受託			固有	合計
	基幹	その他	計		
環境政策局	－	15	15	3	18
行財政局	1	9	10	2	12
総合企画局	2	－	2	3	5
文化市民局	－	4	4	3	7
産業観光局	－	10	10	11	21
保健福祉局	3	16	19	1	20
都市計画局	－	0	0	1	1
建設局	－	1	1	1	2
会計室	－	－	－	－	－
合計	6	55	61	25	86

目　次

※調査名称に下線が引かれているものは，平成28年度に実施される調査です。

1　環境政策局 -- 1
1 発生負荷量管理等調査
2 騒音規制法第18条に係る自動車騒音及び振動規制法第16条に係る道路交通振動の調査
3 京都府環境を守り育てる条例に基づく届出状況等調査
4 大気汚染防止法の施行状況等に関する報告
5 大気常時監視測定局における測定結果等の報告
6 公害苦情処理調査
7 浄化槽行政組織等調査
8 水質汚濁防止法等の施行状況について
9 公共用水域及び地下水測定結果について
10 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（ＰＲＴＲ法）に基づく届出等状況調査
11 騒音規制法及び振動規制法並びに悪臭防止法に基づく施行状況等に関する報告
12 環境騒音調査
13 ダイオキシン類対策特別措置法の施行状況等について
14 ダイオキシン類に係る環境調査結果について
15 土壌汚染対策法の施行状況について
16 水質汚濁物質排出量総合調査
17 大気汚染物質排出量総合調査
18 一般廃棄物処理事業実態調査
19 ごみ質分析調査
20 ごみ・し尿収集処理量統計調査
21 京都市産業廃棄物実態調査

2　行財政局 -- 5
1 地方公務員給与実態調査（補充調査）
2 地方公務員給与実態調査（基幹統計及び附帯調査）
3 京都市財政事情
4 地方財政状況調査
5 公共施設状況調査
6 総務省公営企業決算状況調査
7 地方公共団体消費状況等調査
8 公共事業費等の事業施行計画及び事業施行状況に係る調査
9 総務省市町村税課税状況等の調
10 固定資産概要調書
11 賦課状況及び減免状況調
12 総評価見込額調
13 市税調定，収入状況調

3　総合企画局 -- 7
1 京都市推計人口統計調査
2 住民基本台帳京都市統計表のための調査
3 住民基本台帳による転入元・転出先別移動数
4 外国人登録による行政区別年齢別人口
5 国勢調査
6 農林業センサス
7 全国消費実態調査
8 経済センサス－基礎調査
9 経済センサス－活動調査
10 学校基本調査
11 工業統計調査
12 商業統計調査
13 住宅・土地統計調査
14 就業構造基本調査
15 国勢調査第２次試験調査
16 国勢調査第３次試験調査
17 住宅・土地統計調査試験調査

4　文化市民局 -- 12
1 戸籍事件表
2 住民基本台帳月報
3 住民基本台帳年報
4 中長期在留者住居地届出等事務年報
5 事務月報
6 登録外国人統計調査
7 京都市内交通事故発生状況調査
8 市民の声統計

5　産業観光局 -- 14
1 京都市中小企業経営動向実態調査
2 京都市産業連関表基礎調査
3 京都市中央卸売市場第一市場月間取扱高調査
4 京都市中央卸売市場第一市場年間取扱高調査
5 京都市中央卸売市場第一市場生鮮食料品供給圏調査
6 京都市中央卸売市場第二市場月間取扱高調査
7 京都市中央卸売市場第二市場年間取扱高調査
8 京都観光総合調査
9 入洛観光客実態調査
10 京都市農林統計調査
11 農地転用状況調査
12 田畑売買価格等に関する調査
13 水陸稲品種別作付状況調査
14 水稲植付進度状況調査
15 農地の権利移動・借貸等調査
16 農機具普及状況調査
17 野菜生産状況調査
18 茶業統計調査
19 花き振興調査
20 農業機械による事故発生状況調査
21 果樹栽培状況調査
22 家畜飼養頭羽数調査
23 造林の現況等
24 園芸用ガラス室，ハウス等の設置状況調査

6　保健福祉局 -- 19
1 国民生活基礎調査
2 人口動態調査
3 福祉行政報告例
4 地域保健・健康増進事業報告
5 衛生行政報告例
6 病院報告
7 医療施設動態調査
8 社会保障・人口問題基本調査
9 医師，歯科医師，薬剤師調査
10 社会福祉施設等調査
11 介護サービス施設・事業所調査
12 医療施設静態調査
13 患者調査
14 受療行動調査
15 所得再分配調査
16 人口動態職業・産業調査
17 21世紀成年者縦断調査
18 医療扶助実態調査
19 生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）
20 次期京都市障害者計画策定総合調査
21 被保護者調査（基礎調査・個別調査）
22 ホームレスの実態に関する全国調査
23 社会保障生計（家計簿）調査
24 全国家庭児童調査
25 京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査
26 京都市ひとり親家庭実態調査
27 京都市結婚と出産に関する意識調査
28 児童養護施設等入所児童等調査
29 全国母子世帯等調査
30 地域児童福祉事業等調査
31 国民健康・栄養調査
32 食中毒統計調査
33 歯科疾患実態調査

7　都市計画局 -- 26
1 都市計画基礎調査
2 全国道路交通情勢調査（一般交通量調査）
3 京阪神都市圏交通計画調査
4 住生活総合調査
5 住生活総合調査拡大調査

8　建設局 -- 27
1 道路交通管理統計調査
2 駅周辺における放置自転車等の実態調査（全国調査）
3 駅周辺における放置自転車等の実態調査（本市独自調査）

9　会計室 -- 27

京都市統計事務規程 -------------------------------- 28

1　環境政策局

1-1　発生負荷量管理等調査

主　管　課　環境企画部　環境指導課
種　　　類　受託　その他
目　　　的　水質総量規制に伴う発生負荷量及び削減対策の進捗状況を把握する。
調 査 対 象　水質汚濁防止法の規制対象工場，事業場
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　配布・収集　郵送及びインターネット
　記　　　入　自計
　把　握　時　通年
　系　　　統　環境省－府－市
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　4 月～3 月
調 査 事 項　排出水の水量，水質等
備　　　考　京都府へ報告

1-2　騒音規制法第 18 条に係る自動車騒音及び振動規制法第 16 条に係る道路交通振動の調査

主　管　課　環境企画部　環境指導課
種　　　類　受託　その他
目　　　的　環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況の把握のため
調 査 対 象　幹線道路を走行する自動車による騒音及び振動
調 査 方 法
　選　　　定　有意抽出
　客　体　数　未定
　把　握　時　12 月～2 月
　系　　　統　環境省－市－客体
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　12 月～2 月
調 査 事 項　自動車騒音，道路交通振動，交通量，平均車速等
備　　　考　環境省及び京都府へ報告
　報告書の作成，広報発表
　平成 20 年度に「自動車交通騒音実態調査及び道路交通振動実態調査」から名称変更

1-3　京都府環境を守り育てる条例に基づく届出状況等調査

主　管　課　環境企画部　環境指導課
種　　　類　受託　その他
目　　　的　京都府環境を守り育てる条例に基づく公害行政の基礎資料とする。
調 査 対 象　京都府環境を守り育てる条例の届出台帳等
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　把　握　時　通年
　系　　　統　府－市
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　9 月～10 月
調 査 事 項　京都府環境を守り育てる条例に規定されている特定施設の届出状況
備　　　考　京都府へ報告

1-4　大気汚染防止法の施行状況等に関する報告

主　管　課　環境企画部　環境指導課
種　　　類　受託　その他
目　　　的　大気汚染防止法の施行状況等を把握し，大気汚染防止行政の基礎資料とする（大気汚染防止法）。
調 査 対 象　大気汚染防止法の規制対象工場，事業場，特定粉じん排出等作業
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　把　握　時　通年
　系　　　統　環境省－市
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　5 月～6 月
調 査 事 項　ばい煙発生施設設置届出件数，特定粉じん排出等作業届出件数，立入検査件数等
備　　　考　環境省へ報告

1-5　大気常時監視測定局における測定結果等の報告

主　管　課　環境企画部　環境指導課
種　　　類　受託　その他
目　　　的　全国的な大気汚染物質の現状を把握するための基礎資料とする（大気汚染防止法）。
調 査 対 象　大気汚染常時監視測定結果
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　把　握　時　通年
　系　　　統　環境省－市
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　4 月～3 月
調 査 事 項　大気汚染物質，有害大気汚染物質等
備　　　考　環境省へ報告
　広報発表

1-6　公害苦情処理調査

主　管　課　環境企画部　環境指導課
種　　　類　受託　その他
目　　　的　公害に対する苦情対策の資料を収集する（公害紛争処理法）。
調 査 対 象　公害苦情として受け付けられた資料
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　把　握　時　通年
　系　　　統　総務省公害等調整委員会－府－市
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　5 月
調 査 事 項　苦情の種類，発生状況等
備　　　考　「公害紛争処理白書」（総務省）に掲載する。
　広報発表

1-7　浄化槽行政組織等調査

主　管　課　環境企画部　環境指導課
種　　　類　受託　その他
目　　　的　浄化槽行政の基礎資料とする。
調 査 対 象　浄化槽法の届出台帳
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　把　握　時　通年
　系　　　統　環境省－府－市
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　7 月～10 月
調 査 事 項　処理方法別人槽別浄化槽設置基数，建築用途別浄化槽設置基数
備　　　考　環境省へ報告

環境省のホームページ（浄化槽行政組織等調査結果について）で公表

1-8 水質汚濁防止法等の施行状況について

主管課　環境企画部　環境指導課
種類　受託　その他
目的　水質汚濁防止法，瀬戸内海環境保全特別措置法，湖沼水質保全特別措置法の施行状況を調査する。
調査対象　水質汚濁防止法等の規制対象工場，事業場
調査方法
　選定　全数
　把握時　通年
　系統　環境省－市
周期など
　周期　年
　実施期間　5月～7月
調査事項　特定事業場数，特定施設の届出状況等
備考　環境省へ報告

1-9 公共用水域及び地下水測定結果について

主管課　環境企画部　環境指導課
種類　受託　その他
目的　公共用水域の水質及び地下水質の状況を監視する。
調査対象　市内河川測定結果，地下水質測定結果
調査方法
　選定　全数
　把握時　通年
　系統　環境省－府－市
周期など
　周期　年
　実施期間　6月
調査事項　河川水質（生活環境項目，健康項目，その他），地下水質（環境基準項目）
備考　環境省，京都府へ報告
　広報発表，ホームページへの掲載

1-10 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（ＰＲＴＲ法）に基づく届出等状況調査

主管課　環境企画部　環境指導課
種類　受託　その他
目的　事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進
調査対象　法の対象となる化学物質を年間 1 トン以上扱いかつ従業員数 21 人以上の工場・事業場
調査方法
　選定　全数（法第 5 条に基づく届出を集計）
　把握時　4月1日～3月末日
　系統　経済産業省，環境省－市－報告者（事業者等）
周期など
　周期　年
　実施期間　4月1日～6月末日
調査事項　化学物質の排出量及び移動量
備考　経済産業省，環境省へ報告
　ホームページへの掲載

1-11 騒音規制法及び振動規制法並びに悪臭防止法に基づく施行状況等に関する報告

主管課　環境企画部　環境指導課
種類　受託　その他
目的　騒音規制法及び振動規制法並びに悪臭防止法に基づく施行状況等を把握するため
調査対象　騒音規制法及び振動規制法並びに悪臭防止法の届出台帳等
調査方法
　選定　全数
　把握時　通年
　系統　環境省－市
周期など
　周期　年
　実施期間　5～7月
調査事項　騒音規制法及び振動規制法並びに悪臭防止法の規制基準設定状況並びに騒音・振動特定施設及び特定建設作業の届出件数等
備考　環境省へ報告
　平成 22 年度に「騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況に関する報告」及び「悪臭防止法の施行状況に関する報告」を統合

1-12 環境騒音調査

主管課　環境企画部　環境指導課
種類　固有
目的　一般地域における騒音の実態調査
調査対象　観測地点における騒音
調査方法
　選定　有意抽出
　客体数　22 地点
　把握時　10月～12月
　系統　市
周期など
　周期　年
　実施期間　10月～12月
調査事項　環境騒音
備考　報告書の作成（公表目的ではない）
　京都府からの調査結果に係る照会に対応

1-13 ダイオキシン類対策特別措置法の施行状況等について

主管課　環境企画部　環境指導課
種類　受託　その他
目的　ダイオキシン類対策特別措置法の施行状況等を把握する
調査対象　ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象工場・事業場
調査方法
　選定　全数
　把握時　通年
　系統　環境省－市
周期など
　周期　年
　実施期間　5月～7月
調査事項　基準適用施設数，届出状況等
備考　環境省へ報告
　広報発表，ホームページへの掲載

1-14 ダイオキシン類に係る環境調査結果について

主管課　環境企画部　環境指導課
種類　受託　その他
目的　環境基準の達成状況を把握する
調査対象　市内環境測定結果
調査方法
　選定　全数
　把握時　通年
　系統　環境省－府－市
周期など
　周期　年
　実施期間　5月

調査事項　環境中のダイオキシン類濃度測定結果
備　　考　環境省へ報告
　　　　　広報発表，ホームページへの掲載

1-15　土壌汚染対策法の施行状況について

主管課　環境企画部　環境指導課
種　　類　受託　その他
目　　的　土壌汚染対策法に基づく施行状況等を把握するため
調査対象　土壌汚染対策法に基づく要措置区域台帳等
調査方法
　選　　定　全数
　把握時　通年
　系　　統　環境省－市
周期など
　周　　期　年
　実施期間　7月～9月
調査事項　要措置区域等数，届出状況等
備　　考　環境省へ報告

1-16　水質汚濁物質排出量総合調査（平成27年度実施）

主管課　環境企画部　環境指導課
種　　類　受託　その他
目　　的　排出基準の設定等，水質汚濁の面からみた産業立地計画等の基礎資料とする。
調査対象　水質汚濁防止法の規制対象工場，事業場
調査方法
　選　　定　全数
　配布・収集　郵送
　記　　入　自計
　把握時　通年
　系　　統　市－環境省－報告者
　　　　　本市が情報提供した対象工場，事業場に対して，環境省が調査を実施する
周期など
　周　　期　2年
　実施期間　4月（情報提供），10月（調査）
調査事項　(1)工場・事業場の概要
　　　　　(2)用排水量
　　　　　(3)主たる排水処理施設
　　　　　(4)排水処理方法及び排水濃度
備　　考　翌年3月頃に報告書，広報発表及びホームページで公表予定

1-17　大気汚染物質排出量総合調査（平成27年度実施）

主管課　環境企画部　環境指導課
種　　類　受託　その他
目　　的　大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する工場･事業場における大気汚染物質の排出状況等を把握するため（大気汚染防止法）。
調査対象　大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を設置する工場，事業場
調査方法
　選　　定　全数
　配布・収集　郵便とオンラインの併用
　記　　入　自計
　把握時　通年
　系　　統　市－環境省－報告者
　　　　　本市が情報提供した対象工場，事業場に対して，環境省が調査を実施する。
周期など
　周　　期　3年
　実施期間　4月（情報提供），9月～10月（調査）
調査事項　(1)工場・事業場の概要
　　　　　(2)施設及び燃原料使用量
備　　考　環境省へ報告書
　　　　　翌年度に報告書，広報発表及びホームページで公表予定

1-18　一般廃棄物処理事業実態調査

主管課　循環型社会推進部　ごみ減量推進課
種　　類　受託　その他
目　　的　廃棄物処理事業の現状を把握する。
調査対象　京都市
調査方法
　選　　定　全数
　配布・収集　郵送
　記　　入　自計
　把握時　3月31日現在及び年度間
　系　　統　環境省－府－市
周期など
　周　　期　年
　実施期間　11月～12月
調査事項　(1)総括的事項
　　　　　　人口，廃棄物処理事業，経費，従事職員数，許可・委託業者数
　　　　　(2)ごみ関係
　　　　　　ごみ収集の状況，ごみ処理の状況
　　　　　(3)し尿関係
　　　　　　し尿収集の状況，し尿処理の状況
　　　　　(4)施設関係
　　　　　　ごみ・し尿処理施設の概要
備　　考　環境省へ報告

1-19　ごみ質分析調査

主管課　循環型社会推進部　ごみ減量推進課
種　　類　固有
目　　的　ごみ質を分析する。
調査対象　市内から排出されるごみ
調査方法
　選　　定　抽出
　客体数　50地点
　配布・収集　収集車又は施設から採取
　記　　入　自計
　系　　統　市－委託調査機関
周期など
　周　　期　年
　実施期間　4月～3月
調査事項　(1)家庭ごみ
　　　　　(2)持込みごみ
　　　　　(3)業者収集ごみ
　　　　　(4)破砕ごみ
　　　　　(5)RPS法に伴うごみ質調査
　　　　　(6)FITに伴うごみ質調査
備　　考　「環境政策局事業概要」に掲載する。

1-20　ごみ・し尿収集処理量統計調査

主管課　循環型社会推進部　ごみ減量推進課，まち美化推進課
種　　類　固有
目　　的　収集量を把握する。
調査対象　ごみ搬入量日報，ふん尿・浄化槽汚泥検量実績
調査方法
　選　　定　全数
　記　　入　自計

　把　握　時　毎日
　系　　　統　(1)ごみ
　　　　　　　　クリーンセンター，リサイクルセンター
　　　　　　　(2)し尿
　　　　　　　　生活環境美化センター
周期など
　周　　　期　日
　実施期間　毎日
調査事項　　ごみ・し尿の収集量を種別ごとに把握
備　　　考　　「環境政策局事業概要」に掲載する。

1-21　京都市産業廃棄物実態調査（平成26年度実施）

主　管　課　　循環型社会推進部　廃棄物指導課
種　　　類　　固有
目　　　的　　京都市内における産業廃棄物の発生状況，処理状況等を把握するとともに，「京都市産業廃棄物処理指導計画」を見直すための基礎資料とするため。
調査対象　　京都市内の事業所
調査方法
　選　　　定　有意抽出
　客　体　数　8,000
　配布・収集　郵送
　記　　　入　自計
　把　握　時　4月1日～3月31日
　系　　　統　市－委託調査機関
周期など
　周　　　期　概ね5年
　実施期間　7月～3月
調査事項　　産業廃棄物の業種別，種類別の発生量，処理量等
備　　　考　　ホームページへの掲載

２　行財政局

2-1　地方公務員給与実態調査（補充調査）

主 管 課　人事部　給与課
種　　類　受託　基幹統計
目　　的　地方公務員の給与の実態を明らかにし,あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得る。
調査対象　一般職に属する地方公務員
調査方法
　選　　定　全数
　客 体 数　約14,000人
　把 握 時　4月1日現在
　系　　統　総務省－市－報告者（各任命権者）
周期など
　周　　期　年（基幹統計及び附帯調査実施年を除く）
　実施期間　4月
調査事項　給与，手当等に関する事項
備　　考　「地方公務員給与の実態」に掲載する。

2-2　地方公務員給与実態調査（基幹統計及び附帯調査）（平成25年度実施）

主 管 課　人事部　給与課
種　　類　受託　基幹統計
目　　的　地方公務員の給与の実態を明らかにし,あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得る。
調査対象　一般職に属する地方公務員
調査方法
　選　　定　全数
　客 体 数　約14,000人
　把 握 時　4月1日現在
　系　　統　総務省－市－報告者（各任命権者）
周期など
　周　　期　5年
　実施期間　4月
調査事項　(1)個人の属性等に関する事項
　　　　　(2)給与，手当等に関する事項
備　　考　「地方公務員給与の実態」に掲載する。

2-3　京都市財政事情

主 管 課　財政部　財政課
種　　類　固有
目　　的　住民に公表するため(地方自治法第243条の3)
調査対象　予算書，決算書，財産に関する調書，公債台帳
調査方法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　9月30日，3月31日現在
周期など
　周　　期　6か月
　実施期間　3月，8月
調査事項　予算の使用状況,収入状況並びに財産公債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項
備　　考　市役所及び区役所に掲示する。

2-4　地方財政状況調査

主 管 課　財政部　財政課
種　　類　受託　その他
目　　的　地方財政調査の一環として総務省が調査するもので，その資料として提出する。
調査対象　決算書
調査方法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　年度末
　系　　統　総務省－市
周期など
　周　　期　年
　実施期間　7月
調査事項　決算状況
備　　考　「地方財政の状況」に掲載する（3月）。

2-5　公共施設状況調査

主 管 課　財政部　財政課
種　　類　受託　その他
目　　的　地方財政調査の一環として総務省が調査するもので，その資料として提出する。
調査対象　財産に関する調書
調査方法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　年度末
　系　　統　総務省－市
周期など
　周　　期　年
　実施期間　8月中旬
調査事項　資産及び施設の状況
備　　考　「公共施設状況調」に掲載する（3月）。

2-6　総務省公営企業決算状況調査

主 管 課　財政部　財政課
種　　類　受託　その他
目　　的　地方財政決算状況調査の一環として総務省が調査するもので，その資料として提出する。
調査対象　決算書
調査方法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　年度末
　系　　統　総務省－市
周期など
　周　　期　年
　実施期間　6月中旬
調査事項　決算状況
備　　考　「地方公営企業決算の概況」に掲載する(1月)。

2-7　地方公共団体消費状況等調査

主 管 課　財政部　財政課
種　　類　受託　その他
目　　的　地方財政の消費及び投資関連予算を四半期ごとに調査し,それにより国民経済計算における政府最終消費支出及び公的総固定資本形成推計の整備改善を図る。
調査対象　予算書
調査方法
　選　　定　抽出
　記　　入　自計
　把 握 時　四半期末
　系　　統　内閣府－市
周期など
　周　　期　四半期
　実施期間　4月，7月，10月，1月
調査事項　地方財政の消費及び投資関係予算の各四半

期予算額

2-8　公共事業費等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査

主　管　課　　財政部　財政課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　公共事業等の事業施行の促進を図るため
調 査 対 象　　予算書，歳出予算整理簿
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　記　　　入　自計
　把　握　時　毎月末
　系　　　統　総務省－市
周 期 な ど
　周　　　期　四半期
　実 施 期 間　4 月, 7 月, 10 月, 1 月
　調 査 事 項　公共事業費等の事業施行計画，施行状況等

2-9　総務省市町村税課税状況等の調

主　管　課　　税務部　税制課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　市町村税課税状況等の実態把握
調 査 対 象　　各税目の課税台帳等
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　記　　　入　自計
　把　握　時　7 月 1 日現在
　系　　　統　総務省－府－市
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　7 月
調 査 事 項　　各税目の課税状況等
備　　　考　　総務省に提出する。

2-10　固定資産概要調書

主　管　課　　税務部　資産税課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　固定資産評価基準に基づいて固定資産決定価格等の概要を知るため
調 査 対 象　　土地，家屋，償却資産課税台帳等
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　記　　　入　自計
　把　握　時　1 月 1 日現在
　系　　　統　総務省－府－市－区
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　5 月
調 査 事 項　　(1)土地
　　納税義務者数，筆数，地積，決定価格等
　(2)家屋
　　納税義務者数，棟数，床面積，決定価格等
　(3)償却資産
　　納税義務者数，決定価格，課税標準額
備　　　考　　公表していない

2-11　賦課状況及び減免状況調

主　管　課　　税務部　資産税課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　賦課の実態把握
調 査 対 象　　土地，家屋，償却資産課税台帳等
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　記　　　入　自計
　把　握　時　5 月末
　系　　　統　総務省－府－市
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　6 月
調 査 事 項　　資産別（土地，家屋，償却資産），納税義務者，地積，床面積，税額及び減免税額
備　　　考　　公表していない。

2-12　総評価見込額調

主　管　課　　税務部　資産税課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　土地異動分の把握，価格の見込額算定など
調 査 対 象　　土地
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　記　　　入　自計
　把　握　時　10 月末
　系　　　統　総務省－府－市
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　12 月
調 査 事 項　　価格見込額調等
備　　　考　　公表していない。

2-13　市税調定，収入状況調

主　管　課　　市税事務所　納税室　納税推進担当
種　　　類　　固有
目　　　的　　市税調定及び収入額の把握
調 査 対 象　　徴収簿等
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　記　　　入　自計
　把　握　時　月間
　系　　　統　市－区
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　毎月
調 査 事 項　　各税目の調定額，収入額
備　　　考　　「京都市税務統計書」に一部掲載する。

３　総合企画局

3-1　京都市推計人口統計調査

主管課　情報化推進室　情報統計担当
種類　固有
目的　本市の人口動態及び異動世帯を国勢統計区別に把握し，毎月の国勢統計区別の人口及び世帯数を推計し，本市の諸行政の基礎資料とする。
調査対象　住民基本台帳登載の異動人口及び異動世帯
調査方法
　選定　全数
　記入　自計
　把握時　毎月１日現在
周期など
　周期　月
　実施期間　毎月
調査事項　行政区，国勢統計区，性別，異動事由（出生，死亡，転入，転出，その他），世帯数
備考　情報統計担当ホームページで公表（毎月15日頃），「京都市の推計人口」を刊行

3-2　住民基本台帳京都市統計表のための調査

主管課　情報化推進室　情報統計担当
種類　固有
目的　住民基本台帳による町別人口，年齢別人口及び世帯構成人員別世帯数等を明らかにする。
調査対象　住民基本台帳登載の人口及び世帯
調査方法
　選定　全数
　記入　自計
　把握時　4月，7月，10月，1月の各月1日現在
周期など
　周期　四半期
　実施期間　4月，7月，10月，1月
　調査事項　(1)町別人口
　　世帯，人口（性別）
　(2)年齢別人口
　　性別，年齢
　(3)世帯構成人員別世帯数
　　世帯，世帯構成人員
　(4)世帯主の年齢，世帯構成人員別世帯数
　　世帯，世帯人員，世帯主の年齢
備考　情報統計担当ホームページで公表
(1)町別人口(2)年齢別人口(3)世帯構成人員別世帯数については，「京都市の住民基本台帳人口」を刊行。

3-3　住民基本台帳による転入元・転出先別移動数

主管課　情報化推進室　情報統計担当
種類　固有
目的　住民票による住民基本台帳人口の移動状況を把握し，人口の移動の実態を把握する。
調査対象　住民基本台帳登載の移動世帯及び移動人口
調査方法
　選定　全数
　記入　自計
　把握時　毎月
周期など
　周期　月
　実施期間　毎月
調査事項　転入元，転出先，移動世帯数，移動人口，移動者の性別，年齢
備考　情報統計担当ホームページで公表。

3-4　外国人登録による行政区別年齢別人口（平成24年度まで実施）

主管課　情報化推進室　情報統計担当
種類　固有
目的　外国人登録による行政区別年齢別人口を明らかにする。
調査対象　外国人登録法に基づく人口
調査方法
　選定　全数
　記入　自計
　把握時　4月，7月，10月，1月の各月1日現在
周期など
　周期　四半期
　実施期間　4月，7月，10月，1月
調査事項　行政区，性別，年齢
備考　情報統計担当ホームページで公表
平成24年7月9日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され，廃止

3-5　国勢調査（平成27年度実施）

主管課　情報化推進室　情報統計担当
種類　受託　基幹統計
目的　国内の人口及び世帯の状況を把握し，各種行政施策その他の基礎資料とする（統計法）。
調査対象　京都市域に常住する者
調査方法
　選定　全数
　客体数　約700,000世帯
　配布　調査員
　収集　オンライン，郵送，調査員
　記入　自計
　把握時　10月1日現在
　系統　総務省－府－市－区－指導員－調査員－報告者（世帯）
周期など
　周期　5年
　実施期間　9月～10月
調査事項　(1)世帯員に関する事項（氏名，男女の別，出生の年月，世帯主との続柄，配偶の関係，国籍，就業状態など13項目）
　※平成27年国勢調査項目
(2)世帯に関する事項（世帯の種類，世帯員の数，住居の種類，住宅の建て方の4項目）
　※平成27年国勢調査項目
備考　総務省へ提出
総務省が公表（平成27年国勢調査については，人口速報集計を平成28年2月，詳細結果を平成28年10月）
情報統計担当ホームページで公表，概数について「国勢調査による町別人口」，確定数について「京都市の人口」を刊行

3-6　農林業センサス（平成26年度実施）

主管課　情報化推進室　情報統計担当
種類　受託　基幹統計
目的　農林業の生産構造，就業構造を明らかにするとともに，農山村の実態を総合的に把握し，農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し，提供する。
調査対象　農林業経営体
調査方法　調査員
　選定　全数
　客体数　約3,000経営体
　配布・収集　調査員

記　　入　自計
把 握 時　2月1日現在
系　　統　農林水産省－府－市－区－指導員－調査員－報告者（農林業経営体）
周期など
周　　期　5年
実施期間　1月～2月
調査事項　経営の法人化の状況，世帯員の構成と就業状況及び動向，経営の特徴，経営耕地面積及び耕地の賃借・利用，作物の収穫面積・販売の状況，農作業の受・委託の状況，所有・保有山林面積，林業労働力，林産物の販売，林業作業の受託等
備　　考　農林水産省へ提出，農林水産省が公表。
情報統計担当ホームページで公表。

3-7　全国消費実態調査（平成26年度実施）

主 管 課　情報化推進室　情報統計担当
種　　類　受託　基幹統計
目　　的　家計の収支，貯蓄・負債，耐久消費財及び住宅・宅地等の家計の資産を総合的に調査し，家計の構造を「所得」「消費」及び「資産」の３つの側面から総合的に把握する。
調査対象　総務大臣が一定の方法により選定した市町村において抽出した世帯員 2 人以上の一般世帯，単身世帯

調査方法
選　　定　無作為抽出（国が指定する基準で選定する）
客 体 数　約330世帯
配　　布　調査員
収　　集　調査員，オンライン
記　　入　自計
把 握 時　9月～11月
系　　統　総務省－府－市－区－指導員－調査員－報告者（世帯）
周期など
周　　期　5年
実施期間　8月～12月
調査事項　世帯の収入及び支出に関する事項，年間収入に関する事項，貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項，主要耐久消費財に関する事項，住宅及び宅地に関する事項等
備　　考　総務省へ提出，総務省が公表
情報統計担当のホームページで公表

3-8　経済センサス－基礎調査（平成26年度実施）

主 管 課　情報化推進室　情報統計担当
種　　類　受託　基幹統計
目　　的　事業所及び企業の経済活動の状態を調査し，すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに，各種統計調査実施のための事業所及び企業名簿を得る（経済センサス基礎調査規則）。
調査対象　日本標準産業分類に掲げる産業に属するすべての事業所。ただし，個人経営に係る農林漁業，家事サービス業及び外国公務を除く。
①甲調査：国及び地方公共団体の事業所以外の事業所（民営事業所）
②乙調査：国及び地方公共団体の事業所
調査方法
選　　定　全数
客 体 数　約80,000事業所
配　　布　調査員，郵送
収　　集　調査員，郵送，オンライン
記　　入　自計
把 握 時　7月1日現在
系　　統　①甲調査
・調査員による調査
総務省・経済産業省－府－市－区－指導員－調査員－報告者（事業所）
・市町村による調査
総務省・経済産業省－府－市－区－報告者（事業所）
・都道府県による調査
総務省・経済産業省－府－報告者（事業所）
・総務省・経済産業省による調査
総務省・経済産業省－報告者（事業所）
②乙調査
国及び地方公共団体の組織を通じて調査票を作成
周期など
周　　期　5年
実施期間　6月～7月
調査事項　①甲調査
・事業所に関する事項
名称及び電話番号，所在地，従業者数，事業の種類，業態，開設時期など
・企業に関する事項
経営組織，資本金，出資金又は基金の額，外国資本比率，決算月，持株会社か否か，親会社の有無，親会社の名称及び電話番号，親会社の所在地，子会社の有無及びその数，法人全体の常用雇用者数，法人全体の主な事業の種類，支所の有無及びその数，本所の名称，本所の所在地及び電話番号など
②乙調査
名称及び電話番号，所在地，職員数，事業の委託先の名称など

備　　考　総務省へ提出，総務省が公表
情報統計担当ホームページで公表，「京都市の事業所・企業」を刊行

3-9　<u>経済センサス－活動調査</u>

主 管 課　情報化推進室　情報統計担当
種　　類　受託　基幹統計
目　　的　全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域的に明らかにする（経済センサス活動調査規則）。
調査対象　日本標準産業分類に掲げる産業に属するすべての事業所。ただし，個人経営に係る農林漁業，家事サービス業，外国公務及び国，地方公共団体の事業所を除く。
調査対象
選　　定　全数
客 体 数　約80,000事業所
配　　布　調査員，郵送
収　　集　調査員，郵送，オンライン
記　　入　自計
把 握 時　6月1日現在
系　　統　①調査員調査（単独事業所及び新設事業所）
総務省・経済産業省－府－市－区－指導員－調査員－報告者（事業所）
②直轄調査（支社を有する企業及び特定の単独事業所）

総務省・経済産業省－報告者（事業所）

周期など

周　　期　5年

実施期間　5月～7月

調査事項　(1)事業所に関する事項

名称及び電話番号，所在地，経営組織，開設時期，従業者数，売上（収入）金額，費用総額及び費用内訳，主な事業の内容，本所・支所の別及び本所等の名称・所在地など

(2)企業に関する事項

名称及び電話番号，所在地，経営組織，企業全体の主な事業の内容，企業全体の売上（収入）金額，費用総額及び費用内訳，資本金等の額及び外国資本比率，決算月，支所・支社・支店の数，企業全体の常用雇用者数など

(3)産業別に調査する事項

備　　考　総務省へ提出

総務省が公表（29年5月末速報，29年9月以降順次全集計結果）

情報統計担当ホームページで公表，「京都市の事業所・企業」を刊行

3-10 学校基本調査

主管課　情報化推進室　情報統計担当

種　　類　受託　基幹統計

目　　的　学校に関する基本的事項を調査し，教育行政の基礎資料を得る（学校基本調査規則）。

調査対象　京都市内の幼稚園，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，高等学校，短期大学，大学，大学院，特別支援学校，専修学校，各種学校

調査方法

選　　定　全数

客体数　約500校（園）

配　　布　郵送

収　　集　郵送，オンライン

記　　入　自計

把握時　5月1日現在

系　　統　文部科学省－府－市－報告者（学校）

周期など

周　　期　年

実施期間　4月～5月

調査事項　(1)学校調査（設置数，生徒及び児童数，入・卒業者数）

(2)不就学学齢児童生徒調査

(3)卒業後の状況調査

(4)学校施設調査

備　　考　文部科学省へ提出

文部科学省が公表（8月速報，12月確定値）

情報統計担当ホームページで公表

3-11 工業統計調査（平成26年度実施）

主管課　情報化推進室　情報統計担当

種　　類　受託　基幹統計

目　　的　工業の実態を明らかにし，工業に関する施策の基礎資料を得る（工業統計調査規則）。

調査対象　日本標準産業分類による大分類E（製造業）に属する事業所(国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く)。

調査方法

選　　定　全数（従業者3人以下の事業所を除く）

客体数　約3,100事業所

配布・収集　調査員

記　　入　自計

把握時　12月31日現在

系　　統　経済産業省－府－市－区－指導員－調査員－報告者（事業所）

周期など

周　　期　年(経済センサス活動調査を実施する年の年度を除く)

実施期間　12月～1月

調査事項　事業所の名称及び所在地，本社又は本店の名称及び所在地，経営組織，資本金額又は出資金額，従業者数，常用労働者毎月末現在数の合計，現金給与総額など甲調査（従業者30人以上の事業所）と乙調査（従業者4人以上29人以下の事業所）に分けて実施する。

備　　考　経済産業省へ提出，経済産業省が公表

情報統計担当ホームページで公表，「京都市の工業」を刊行

3-12 商業統計調査（平成26年度実施）

主管課　情報化推進室　情報統計担当

種　　類　受託　基幹統計

目　　的　商業の実態を明らかにし，商業に関する施策の基礎資料を得る（商業統計調査規則）。

調査対象　日本標準産業分類に掲げる大分類Ｉ（卸売業，小売業）に属する事業所

調査方法

選　　定　全数

客体数　約23,000事業所

配　　布　調査員，郵送

収　　集　調査員，郵送，オンライン

記　　入　自計

把握時　7月1日現在

系　　統　・調査員による調査

経済産業省－府－市－区－指導員－調査員－報告者（事業所）

・市町村による調査

経済産業省－府－市－区－報告者（事業所）

・都道府県による調査

経済産業省－府－報告者（事業所）

・経済産業省による調査

経済産業省－報告者（事業所）

周期など

周　　期　5年

実施期間　6月～7月

調査事項　・事業所に関する事項

名称及び電話番号，所在地，従業者数，事業の種類，業態，開設時期など

・企業に関する事項

経営組織，資本金，出資金又は基金の額，外国資本比率，決算月，持株会社か否か，親会社の有無，親会社の名称及び電話番号，親会社の所在地，子会社の有無及びその数，法人全体の常用雇用者数，法人全体の主な事業の種類，支所の有無及びその数，本所の名称，本所の所在地及び電話番号など

・商業に関する事項

年間商品販売額等，年間商品販売額の販売方法別割合，セルフサービス方式採用の有無，売場面積，営業時間等，来客用駐車場の有無及び収容台数，チェーン組織への加盟の有無など

備　　考　経済産業省へ提出，総務省・経済産業省が公

表
情報統計担当ホームページで公表,「京都市の商業」を刊行

3-13　住宅・土地統計調査（平成 25 年度実施）

主　管　課　　情報化推進室　情報統計担当
種　　　類　　受託　基幹統計
目　　　的　　住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し,また,土地に関する利用状況を調査して,全国及び地域別の住宅及び土地に関する基礎資料を得る（住宅・土地統計調査規則）。
調 査 対 象　　総務大臣が指定する単位区内にある住宅等並びにそこに居住する世帯
調査方法
　選　　　定　無作為抽出
　客　体　数　約 47,000 世帯
　配布・収集　調査員
　記　　　入　自計
　把　握　時　10 月 1 日現在
　系　　　統　総務省－府－市－区－指導員－調査員－報告者（世帯）
周 期 な ど
　周　　　期　5 年
　実 施 期 間　9 月～10 月
調 査 事 項　　世帯の構成，世帯員全員の年間収入，入居時期，居住室数，建築の時期，床面積，敷地面積，住宅・土地の所有関係，住宅設備の状況，土地の所有状況など
備　　　考　　総務省へ提出，総務省が公表。
　　　　　　　情報統計担当のホームページで公表。

3-14　就業構造基本調査（平成 24 年度実施）

主　管　課　　情報化推進室　情報統計担当
種　　　類　　受託　基幹統計
目　　　的　　就業及び不就業の実態を調査し,全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る（就業構造基本調査規則）。
調 査 対 象　　総務大臣が指定した調査区の中から選定した抽出単位に居住する世帯に常住する 15 歳以上の者
調 査 方 法
　選　　　定　無作為抽出
　客　体　数　約 6,200 世帯
　配　　　布　調査員
　収　　　集　調査員，オンライン
　記　　　入　自計
　把　握　時　10 月 1 日現在
　系　　　統　総務省－府－市－区－指導員－調査員－報告者
周 期 な ど
　周　　　期　5 年
　実 施 期 間　9 月～10 月
　調 査 事 項　(1) 15 歳以上の世帯員に関する事項
　　ア　全員について（氏名，男女の別，配偶者の有無，世帯主との続き柄，出生の年月，就学の状況・卒業時期，ふだんの就業・不就業の状態など）
　　イ　有業者について（勤め先の名称，仕事の内容，年間収入，就業開始の時期など）
　　ウ　無業者について（就業希望の有無，希望する仕事の種類など）
　(2) 世帯に関する事項（15 歳の未満の年齢別世帯人員など）
備　　　考　　総務省へ提出，総務省が公表
　　　　　　　情報統計担当ホームページで公表。

3-15　国勢調査第２次試験調査（平成 25 年度実施）

主　管　課　　情報化推進室　情報統計担当
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　国勢調査の実施に先立ち,調査環境の変化等に的確に対応するための調査方法などの実査上の課題について実地の検討を行い,本調査の実施計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
調 査 対 象　　国勢調査　調査区の中から選定された 12 調査区
調 査 方 法
　選　　　定　有意抽出（国が指定する調査区数及び基準で選定する）
　客　体　数　約 600 世帯
　配　　　布　調査員
　収　　　集　調査員，郵送，オンライン
　記　　　入　自計
　把　握　時　6 月 20 日現在
　　　　　　　※平成 27 年国勢調査時
　系　　　統　総務省－府－市－区－調査員－報告者（世帯）
周 期 な ど
　周　　　期　5 年（各都市抽出）
　実 施 期 間　5 月～6 月
調 査 事 項　　(1) 世帯員に関する事項（氏名，男女の別，出生の年月，世帯主との続柄，配偶の関係，国籍，就業状態等）
　　　　　　　(2) 世帯に関する事項（世帯の種類，世帯員の数，住居の種類等）
備　　　考　　総務省へ提出

3-16　国勢調査第３次試験調査（平成 26 年度実施）

主　管　課　　情報化推進室　情報統計担当
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　平成 27 年国勢調査の実施計画案を策定するために実施したこれまでの試験調査結果を踏まえ，調査方法，調査事務，調査票の設計等についての最終的な検証を行うとともに,同調査の実施事務の準備に資することを目的とする。
調 査 対 象　　平成 22 年国勢調査調査区から抽出
調 査 方 法
　選　　　定　有意抽出（国が指定する調査区数及び基準で選定する）
　客　体　数　約 540 世帯
　配　　　布　調査員
　収　　　集　調査員，郵送，オンライン
　記　　　入　自計
　把　握　時　6 月 19 日現在
　　　　　　　※平成 27 年国勢調査時）
　系　　　統　総務省－府－市－区－指導員－調査員－報告者（世帯）
周 期 な ど
　周　　　期　5 年
　実 施 期 間　5 月～7 月
調 査 事 項　　(1) 世帯員に関する事項（氏名，性別，出生の年月，世帯主との続柄，配偶の関係，国籍等）
　　　　　　　(2) 世帯に関する事項（世帯の種類，世帯員の数，住居の種類，住宅の建て方等）
備　　　考　　総務省へ提出

3-17　住宅・土地統計調査試験調査（平成 24 年度実施）

主管課　情報化推進室　情報統計担当
種類　受託　その他
目的　平成 25 年住宅・土地統計調査の実施に先立ち，調査事項・調査票設計，調査方法，調査事務等に関する事項についての実地の検証を行い，本調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得る。
調査対象　総務大臣が指定する調査区内にある住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにそこに居住している世帯
調査方法
　選定　有為抽出
　客体数　約 200 世帯
　配布　調査員
　収集　調査員，郵送
　記入　自計
　把握時　7 月 3 日現在
　　※平成 25 年住宅・土地統計調査時
　系統　総務省－府－市－調査員－報告者（世帯）
周期など
　周期　5 年
　実施期間　6 月～7 月
調査事項　(1)住宅等に関する事項（所有関係，敷地面積など）
(2)住宅に関する事項（構造，階数，建築時期，床面積，家賃，設備など）
(3)世帯に関する事項(構成,年間収入など)
(4)家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項(従業上の地位,通勤時間など)
(5)住環境に関する事項
(6)現住居以外の住宅及び土地に関する事項（所有関係，所在地など）
備考　総務省へ提出
情報統計担当ホームページで公表。

4　文化市民局

4-1　戸籍事件表

主　管　課　地域自治推進室　市民窓口企画担当
種　　　類　受託　その他
目　　　的　各区別戸籍事務処理状況の把握(戸籍事務取扱準則)
調 査 対 象　戸籍，戸籍の届書，謄抄本等交付請求書
調 査 方 法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　年度間（4 月 1 日～3 月 31 日）
　系　　統　法務省－法務局－区
周 期 な ど
　周　　期　年
　実 施 期 間　3 月 31 日
調 査 事 項　本籍・人口数，届出事件数，謄抄本等件数，事務所数
備　　　考　法務省に提出

4-2　住民基本台帳月報

主　管　課　地域自治推進室　市民窓口企画担当
種　　　類　受託　その他
目　　　的　各区別住民基本台帳人口・世帯数の把握（総務省行政局長通達）
調 査 対 象　住民基本台帳，住民基本台帳の届出書
調 査 方 法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　月間
　系　　統　総務省－府－市－区
周 期 な ど
　周　　期　月
　実 施 期 間　毎月末
調 査 事 項　人口，世帯数
備　　　考　総務省に提出

4-3　住民基本台帳年報

主　管　課　地域自治推進室　市民窓口企画担当
種　　　類　受託　その他
目　　　的　各区別住民基本台帳事務処理状況の把握(総務省行政局長通達)
調 査 対 象　住民基本台帳，住民基本台帳の届出書，写し等請求書
調 査 方 法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　年間（1 月 1 日～12 月 31 日）
　系　　統　総務省－府－市－区
周 期 な ど
　周　　期　年
　実 施 期 間　1 月
調 査 事 項　人口，世帯数，事務処理件数，写し等交付件数，職員数
備　　　考　総務省に提出

4-4　中長期在留者住居地届出等事務年報

主　管　課　地域自治推進室　市民窓口企画担当
種　　　類　受託　その他
目　　　的　各区別在留管理関連事務処理状況の把握(法務省入国管理局長通達)
調 査 対 象　在留関連事務の申請書，届出書
調 査 方 法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　12 月末日現在
　系　　統　法務省－市－区
周 期 な ど
　周　　期　年
　実施期間　1 月
調 査 事 項　事務処理件数
備　　　考　法務省に提出

4-5　事務月報

主　管　課　地域自治推進室　市民窓口企画担当
種　　　類　固有
目　　　的　各区別市民窓口課事務処理件数の把握
調 査 対 象　届出書，請求書
調 査 方 法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　月間
　系　　統　市－区
周 期 な ど
　周　　期　月
　実 施 期 間　毎月末
調 査 事 項　届出件数，処理件数，証明件数等
備　　　考　公表していない

4-6　登録外国人統計調査（平成 24 年度まで実施）

主　管　課　地域自治推進室　市民窓口企画担当
種　　　類　受託　その他
目　　　的　外国人登録法に基づき登録された外国人の在留状況等を明らかにし，在留外国人の公正な管理の基礎資料とする（法務省入国管理局長通達）。
調 査 対 象　外国人登録原票
調 査 方 法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　12 月末日現在
　系　　統　法務省－市－区
周 期 な ど
　周　　期　年
　実 施 期 間　1 月
調 査 事 項　外国人登録国籍別人員数
備　　　考　法務省に提出
　　　　　　平成 24 年 7 月 9 日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され，その結果，今後の当該調査を実施する予定はありません。

4-7　京都市内交通事故発生状況調査

主　管　課　くらし安全推進部　くらし安全推進課
種　　　類　固有
目　　　的　交通事故の発生状況を把握し，交通安全対策の基礎資料とする。
調 査 対 象　交通事故発生状況（京都府警察本部発行の月報）
調 査 方 法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　年間（1 月 1 日～12 月 31 日）
周 期 な ど
　周　　期　年
　実 施 時 期　毎月末
調 査 事 項　交通事故発生状況，
備　　　考　「京都市の交通事故」に掲載する。

4-8　市民の声統計

主管課　くらし安全推進部　消費生活総合センター及び各区・支所　地域力推進室
種類　固有
目的　消費生活総合センターや各区･支所地域力推進室に寄せられた市民の声（要望，苦情，意見など）を統計的にまとめ，行政資料として利用する。
調査対象　来訪，電話などで受け付けたもの
調査方法
　選定　全数
　記入　自計
　把握時　毎月末日
　系統　市－区
周期など
　周期　月
　実施期間　年
調査事項　内容，種類，受付方法，受付件数
備考　年報を作成。

5　産業観光局

5-1　京都市中小企業経営動向実態調査

主 管 課　産業戦略部　産業政策課
種　　類　固有
目　　的　地域経済の実態を的確に把握し,中小企業への各種施策に反映させるため
調査対象　市内中小企業
調査方法
　選　　定　無作為抽出
　客 体 数　800
　配布・収集　郵送
　記　　入　自計
　把 握 時　6月, 9月, 12月, 3月
　系　　統　市－報告者
周期など
　周　　期　四半期
　実施期間　6月, 9月, 12月, 3月
調査項目　今期の業況判断及び来期の業績予測,時機に応じたテーマに基づく設問
備　　考　広報発表（7月, 10月, 1月, 4月）

5-2　京都市産業連関表基礎調査（実施未定）

主 管 課　産業戦略部　産業政策課
種　　類　固有
目　　的　平成27年京都市産業連関表作成に必要なデータを得るため
調査対象　市内事業所
調査方法
　選　　定　有意抽出
　客 体 数　未定
　配布・収集　調査員及び郵送
　記　　入　併用
　把 握 時　年間
　系　　統　未定
周期など
　周　　期　1回限り
　実施期間　未定
調査項目　未定
備　　考　公表なし

5-3　京都市中央卸売市場第一市場月間取扱高調査

主 管 課　中央卸売市場第一市場
種　　類　固有
目　　的　毎月の集荷状況等を集計することにより,市場の動態を明らかにし,市場行政及び関係方面の参考資料とする。
調査対象　(1)卸売業者（青果1, 水産2）
　　　　　(2)仲卸業者
　　　　　(3)加工食料品卸販売業者
調査方法
　選　　定　全数
　客 体 数　未定
　記　　入　自計
　把 握 時　月間
　系　　統　市－業者
周期など
　周　　期　月
　実施期間　毎月
調査項目　品目別, 産地別取扱高
備　　考　第一市場のホームページで公表

5-4　京都市中央卸売市場第一市場年間取扱高調査

主 管 課　中央卸売市場第一市場
種　　類　固有
目　　的　年間の集荷状況等を集計することにより,市場の動態を明らかにし,市場行政及び関係方面の参考資料とする。
調査対象　(1)卸売業者（青果1, 水産2）
　　　　　(2)仲卸業者
　　　　　(3)加工食料品卸販売業者
調査方法
　選　　定　全数
　客 体 数　未定
　記　　入　自計
　把 握 時　年間
　系　　統　市－業者
周期など
　周　　期　年
　実施期間　年
調査項目　品目別, 産地別取扱高
備　　考　第一市場のホームページで公表(2月頃)

5-5　京都市中央卸売市場第一市場生鮮食料品供給圏調査(平成27年度実施)

主 管 課　中央卸売市場第一市場
種　　類　固有
目　　的　生鮮食料品の供給状況等を調査することにより, 市場の供給実態を明らかにし, 市場行政及び関係方面の参考資料とする。
調査対象　(1)卸売業者
　　　　　(2)仲卸業者
調査方法
　選　　定　全数
　客 体 数　約200
　配布・収集　調査員
　記　　入　自計
　把 握 時　年間
　系　　統　市－卸売業者, 市－仲卸業者
周期など
　周　　期　年
　実施期間　5月～7月
調査項目　売渡先（買出人）の業種, 販売方法（受注方法）, 商品の配達状況, 売渡先（買出人）の主な営業所・店舗所在地, 販売量
備　　考　調査終了後,第一市場のホームページで公開。

5-6　京都市中央卸売市場第二市場月間取扱高調査

主 管 課　中央卸売市場第二市場
種　　類　固有
目　　的　毎月の集荷状況等を集計することにより,市場の動態を明らかにし,市場行政及び関係方面の参考資料とする。
調査対象　卸売業者
調査方法
　選　　定　全数
　客 体 数　未定
　記　　入　自計
　把 握 時　月間
　系　　統　市－卸売業者
周期など
　周　　期　月
　実施期間　毎月
調査項目　府県別入荷頭数, と畜頭数, 販売頭数, 販売重量, 販売金額等

備　　　考　「と畜頭数及び販売高報告書」等を作成し，情報公開コーナーで閲覧に供する。

5-7　京都市中央卸売市場第二市場年間取扱高調査

主 管 課　中央卸売市場第二市場
種　　　類　固有
目　　　的　年間の集荷状況等を集計することにより,市場の動態を明らかにし,市場行政及び関係方面の参考資料とする。
調 査 対 象　卸売業者
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　客 体 数　未定
　記　　　入　自計
　把 握 時　年度間（4月1日～3月31日）
　系　　　統　市－卸売業者
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　年
調 査 項 目　府県別入荷頭数，と畜頭数，販売頭数，販売重量，販売金額等
備　　　考　第二市場のホームページで公表（11 月頃）。

5-8　京都観光総合調査

主 管 課　観光 MICE 推進室
種　　　類　固有
目　　　的　観光庁が策定した全国統一の共通基準に合わせて，入洛観光客数を把握する。
(1) 入洛者
調 査 対 象　入洛者
調 査 方 法
　選　　　定　無作為抽出
　客 体 数　3,956 名（26 年度実績）
　配布・収集　調査員，郵送
　記　　　入　併用
　把 握 時　四半期（5月，8月，11 月，2月）のうち計約8日間
　系　　　統　市－調査員－客体
周 期 な ど
　周　　　期　四半期（1～3月，4～6月，7～9月，10～12 月）
　実 施 期 間　四半期（5月，8月，11 月，2月）
調 査 項 目　入洛者の出発地,交通手段,宿泊状況,目的,消費額，満足度等
備　　　考　ホームページで公表（6月）
(2) 交通機関
調 査 対 象　交通機関
調 査 方 法
　選　　　定　有意抽出
　客 体 数　5事業者
　配布・収集　インターネット（メール）による
　記　　　入　自計
　把 握 時　年間（1月1日から 12 月 31 日まで）
　系　　　統　市－交通機関
周 期 な ど
　周　　　期　四半期（1～3月，4～6月，7～9月，10～12 月）
　実 施 期 間　四半期（1～3月，4～6月，7～9月，10～12 月）
調 査 項 目　入市者数
備　　　考　ホームページで公表（6月）
(3) 駐車場
調 査 対 象　駐車場
調 査 方 法
　選　　　定　有意抽出
　客 体 数　3箇所
　配布・収集　インターネット（メール）による
　記　　　入　自計
　把 握 時　年間（1月1日から 12 月 31 日まで）
　系　　　統　市－駐車場管理者
周 期 な ど
　周　　　期　四半期（1～3月，4～6月，7～9月，10～12 月）
　実 施 期 間　四半期（1～3月，4～6月，7～9月，10～12 月）
調 査 項 目　駐車場利用台数
備　　　考　ホームページで公表（6月）

5-9　入洛観光客実態調査（平成 23 年度まで実施）

主 管 課　観光 MICE 推進室(当時:観光部観光企画課)
種　　　類　固有
目　　　的　入洛観光客の実態を把握し,観光行政の基礎資料とする。
(1) 入洛者
調 査 対 象　入洛者
調 査 方 法
　選　　　定　無作為抽出
　客 体 数　11,961 名（23 年度実績）
　配布・収集　調査員
　記　　　入　併用
　把 握 時　6月，8月，11 月，12 月の計約8日間
　系　　　統　市－調査員－客体
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　6月，8月，11 月，12 月
調 査 事 項　入洛者の出発地,交通手段,宿泊状況,目的,感想，消費額
備　　　考　「京都市観光調査年報」に掲載する。
(2) 交通機関
調 査 対 象　交通機関
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　客 体 数　5事業者
　配布・収集　郵送
　記　　　入　自計
　把 握 時　年間（1月1日から 12 月 31 日まで）
　系　　　統　市－交通機関
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　2月
調 査 事 項　入市者数
備　　　考　「京都市観光調査年報」に掲載する。

5-10　京都市農林統計調査

主 管 課　農林振興室　農政企画課
種　　　類　固有
目　　　的　農林行政の基礎資料としての実態を把握する。
調 査 対 象　農家基本台帳
調 査 方 法
　選　　　定　全数
　記　　　入　他計
　把 握 時　11 月1日現在
　系　　　統　市－農（林）業振興センター
周 期 な ど
　周　　　期　年
　実 施 期 間　11 月～1月
調 査 事 項　農家戸数，人口，耕地面積，自小作及び所在

地別耕地面積，経営規模別農地面積
備　　　考　「京都市農林統計資料」に掲載する。

5-11　農地転用状況調査
主　管　課　　農林振興室　農政企画課
種　　　類　　固有
目　　　的　　農地行政の基礎資料としての実態を把握する。
調 査 対 象　　農業委員会議案
調 査 方 法
選　　　定　全数
記　　　入　他計
把　握　時　年間（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）
系　　　統　市ー農業委員会
周 期 な ど
周　　　期　年
実 施 期 間　　6 月～7 月
調 査 事 項　　許可申請及び届出別取扱件数，面積
備　　　考　「京都市農林統計資料」に掲載する。

5-12　田畑売買価格等に関する調査
主　管　課　　農林振興室　農政企画課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　農地行政の基礎資料としての実態を把握する。
調 査 対 象　　標準田畑に係る各種申請書及び届出書
調 査 方 法
選　　　定　有意抽出
記　　　入　他計
把　握　時　5 月 1 日現在
系　　　統　農業会議所－農業会議―農業委員会
周 期 な ど
周　　　期　年
実 施 期 間　5 月～8 月
調 査 事 項　　都市計画法区分別の，耕作目的または転用目的の田畑売買価格
備　　　考　　全国農業会議所で公表

5-13　水陸稲品種別作付状況調査
主　管　課　　農林振興室　農政企画課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　奨励品種の普及を図る。
調 査 対 象　　稲作農家
調 査 方 法
選　　　定　全数
客　体　数　約 5,000 戸
配布・収集　細目書，聞き取り調査の集計
記　　　入　他計
把　握　時　7 月 15 日現在
系　　　統　市ー農（林）業振興センター
周 期 な ど
周　　　期　年
実 施 期 間　12 月
調 査 事 項　　水陸稲（うるち，もち別）の品種別作付面積
備　　　考　「京都市農林統計資料」に掲載する。

5-14　水稲植付進度状況調査
主　管　課　　農林振興室　農政企画課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　米の収量予測資料とする。
調 査 対 象　　稲作農家
調 査 方 法
選　　　定　全数
客　体　数　約 5,000 戸
配布・収集　聞き取り調査
記　　　入　他計
把　握　時　5 月 7 日，15 日，31 日，6 月 15 日，30 日，完了日
系　　　統　市ー農（林）業振興センター
周 期 な ど
周　　　期　年
実 施 期 間　5 月～8 月
調 査 事 項　　作付計画面積，実施済面積進捗率，植付完了予定日
備　　　考　「京都市農林統計資料」に掲載する。

5-15　農地の権利移動・借賃等調査
主　管　課　　農林振興室　農政企画課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　農地の権利移動量を把握するため
調 査 対 象　　各種申請書及び届出書，農地法許可不要機関
調 査 方 法
選　　　定　全数
客　体　数　各種申請書及び届出書の集計，農地法許可不要機関からの情報提供
記　　　入　他計
把　握　時　年間
系　　　統　国ー府ー市ー農業委員会
周 期 な ど
周　　　期　年
実 施 期 間　2 月～3 月
調 査 事 項　　農地の転用や移動等の件数，面積
備　　　考　　京都府に提出する。
平成 24 年度に「農地の権利移動・貸借等調査の手引き」から名称変更

5-16　農機具普及状況調査
主　管　課　　農林振興室　農業振興整備課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　農機具の普及状況を把握する。
調 査 対 象　　農家
調 査 方 法
選　　　定　全数
客　体　数　約 6,800 戸
配布・収集　郵送
記　　　入　他計
把　握　時　8 月 1 日現在
系　　　統　府ー市ー農（林）業振興センター
周 期 な ど
周　　　期　年
実 施 期 間　7 月 25 日～8 月 10 日
調 査 事 項　　機種及び仕様ごとの普及台数(個人，協同別)
備　　　考　　京都府に提出する。

5-17　野菜生産状況調査
主　管　課　　農林振興室　農業振興整備課
種　　　類　　固有
目　　　的　　野菜の生産出荷状況を調査し，そ菜園芸指導上の参考資料にする。
調 査 対 象　　野菜作付農家
調 査 方 法
選　　　定　全数
客　体　数　約 5,200 戸
配布・収集　郵送
記　　　入　他計
把　握　時　春夏作 3 月 20 日，秋冬作 10 月 20 日
系　　　統　市ー農（林）業振興センター
周 期 な ど
周　　　期　年

実施期間　11月
調査事項　作付面積，生産数量，販売数量，販売数量内訳，京阪神地域中央卸売市場向け月別，品目別出荷数量
備考　「京都市農林統計資料」に掲載する。

5-18 茶業統計調査
主管課　農林振興室　農業振興整備課
種類　受託　その他
目的　茶業の生産状況を知り，茶業指導上の参考資料にする。
調査対象　茶栽培農家
調査方法
選定　全数
客体数　8戸
配布・収集　郵送
記入　他計
把握時　11月末日現在
系統　府ー市ー農（林）業振興センター
周期など
周期　年
実施期間　12月
調査事項　茶業面積，生産量，生産工場数，動力摘採機，被覆資材，施設の設置状況
備考　京都府に提出する。

5-19 花き振興調査
主管課　農林振興室　農業振興整備課
種類　受託　その他
目的　花き栽培状況を調査し，花き園芸指導上の参考資料にする。
調査対象　花き及び花き球根類栽培農家
調査方法
選定　全数
客体数　約100戸
配布・収集　郵送
記入　他計
把握時　年間（1月1日～12月31日）
系統　府ー市ー農（林）業振興センター
周期など
周期　年
実施期間　1月31日
調査事項　作付面積，生産数量，生産額
備考　農林水産省で公表
平成24年度に「花き産業振興総合調査」から名称変更

5-20 農業機械による事故発生状況調査
主管課　農林振興室　農業振興整備課
種類　受託　その他
目的　農業機械による事故防止対策の資料とする。
調査対象　農家
調査方法
選定　全数
客体数　約6,800戸
配布・収集　郵送
記入　他計
把握時　前期（1月～6月），後期（7月～12月）
系統　府ー市ー農（林）業振興センター
周期など
周期　6か月
実施期間　通年
調査事項　時期，性別，年齢，事故の概略，機械の種類
備考　京都府に提出する。

5-21 果樹栽培状況調査
主管課　農林振興室　農業振興整備課
種類　受託　その他
目的　果樹の生産状況を把握する。
調査対象　果樹栽培農家
調査方法
選定　全数
客体数　約300戸
配布・収集　郵送
記入　他計
把握時　8月1日現在
系統　府ー市ー農（林）業振興センター
周期など
周期　年
実施期間　1月
調査事項　区別，樹種別面積，生産量，出荷量
備考　京都府に提出する。

5-22 家畜飼養頭羽数調査
主管課　農林振興室　農業振興整備課
種類　受託　その他
目的　飼養状況を調べ，畜産施策の基礎資料とする。
調査対象　家畜飼養農家
調査方法
選定　全数
客体数　約190戸
配布・収集　調査員による
記入　他計
把握時　2月1日現在
系統　府ー市ー農（林）業振興センター
周期など
周期　年
実施期間　8月
調査項目　飼養頭羽数，頭数，規模別飼養戸数及び頭羽数
備考　「京都市農林統計資料」に掲載する。

5-23 造林の現況等
主管課　農林振興室　林業振興課
種類　固有
目的　林業行政の基礎資料としての実態把握
調査対象　森林組合作成資料
調査方法
選定　全数
記入　他計
把握時　3月末現在
系統　市ー森林組合
周期など
周期　年
実施期間　毎月
調査項目　造林面積の推移，補助区分別造林，保育面積，森林組合の現況等
備考　「京都市農林統計資料」に掲載する。

5-24 園芸用ガラス室，ハウス等の設置状況調査（平成25年度実施）
主管課　農林振興室　農業振興整備課
種類　受託　その他
目的　園芸用ガラス室，ハウス類の設置状況を把握し，園芸行政の基礎資料とする。
調査対象　園芸用ガラス室，ハウス等設置農家

調査方法

選　　定　全数
客 体 数　約500戸
配布・収集　郵送
記　　入　他計
把 握 時　年間
系　　統　農林水産省－府－市－農（林）業振興センター

周期など

周　　期　2年
実施期間　4月～10月

調査事項　ガラス室，ハウス別栽培面積及び収穫量

備　　考　農林水産省で公表

６　保健福祉局

6-1　国民生活基礎調査

主　管　課　　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　　類　　受託　基幹統計
目　　　的　　保健，医療，福祉，年金，所得等国民生活の基礎的事項を調査し，厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに，各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する(国民生活基礎調査規則)。
調査対象　　国勢調査の調査区から抽出した調査区内の世帯
調査方法
　選　　定　層化無作為抽出
　客 体 数　未定（毎年５月以降確定）
　配布・収集　調査員
　記　　入　自計
　把 握 時　１年間
　系　　統　厚生労働省－府－市－福祉事務所，保健センター－調査員－報告者
周期など
　周　　期　年（３年に１回は大規模）
　実施期間　６月２日及び７月14日
調査事項　　世帯あるいは所得に関する状況について
備　　　考　　厚生労働省に提出する。
　　　　　　　厚生労働省で公表

6-2　人口動態調査

主　管　課　　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　　類　　受託　基幹統計
目　　　的　　人口動態事象を数量的に把握し，人口及び厚生行政施策の基礎資料とする（人口動態調査令)。
調査対象　　戸籍法及び死産の届出に関する規程に基づいて届出された届出書
調査方法
　選　　定　全数
　記　　入　自計
　把 握 時　調査日現在
　系　　統　厚生労働省－府－市－保健所－区
周期など
　周　　期　月
　実施期間　毎月
調査事項　　出生，死亡，死産，婚姻及び離婚に関する届出事項
備　　　考　　厚生労働省で公表

6-3　福祉行政報告例

主　管　課　　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　社会福祉行政の実態を把握し，厚生行政運営の基礎資料を得る（厚生労働省訓令)。
調査対象　　各関係機関における申請受理簿，決定台帳及び相談記録等
調査方法
　選　　定　全数
　配布・収集　オンライン
　記　　入　自計
　把 握 時　調査事項を参照
　系　　統　厚生労働省－市－担当課，こころの健康増進センター，リハビリテーションセンター，児童福祉センター
周期など
　周　　期　年，四半期，月
　実施期間　毎年４月末，毎年１月，４月，７月，10月，毎月
調査事項　　(1)身体障害者福祉法関係
　　　　　　　　更生援護の取扱状況（毎年度）
　　　　　　(2)民生委員法関係
　　　　　　　　民生委員（児童委員）の活動状況（毎四半期）
　　　　　　(3)母子福祉法関係
　　　　　　　　資金の貸付状況（毎年度）
　　　　　　(4)児童福祉法関係
　　　　　　　　措置・相談状況（毎年度）
備　　　考　　厚生労働省に提出する。「社会福祉行政業務報告」（厚生労働省）に掲載する。

6-4　地域保健・健康増進事業報告

主　管　課　　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　　類　　受託　その他
(1) 地域保健事業
目　　　的　　保健所の活動状況を把握し，公衆衛生行政の基礎資料とする（地域保健法)。
調査対象　　保健所
調査方法
　選　　定　全数
　配布・収集　オンライン
　記　　入　自計
　把 握 時　年度間
　系　　統　厚生労働省－市－保健所
周期など
　周　　期　年
　実施期間　６月末
調査事項　　健康診断，母子保健，歯科保健，健康増進，精神保健福祉，難病，エイズ，衛生教育，予防接種，結果予防，環境衛生，試験検査等
備　　　考　　厚生労働省に提出する。
　　　　　　　厚生労働省で公表
(2) 健康増進事業
目　　　的　　老人保健法による保健事業（医療を除く）の実施状況を把握し，老人保健対策の効率的な推進のための基礎資料を得る（老人保健法)。
調査対象　　老人保健事業を営む事業所
調査方法
　選　　定　全数
　配布・収集　オンライン
　記　　入　自計
　把 握 時　年度間
　系　　統　厚生労働省－市
周期など
　周　　期　年
　実施期間　５月末
調査事項　　健康手帳の交付，健康教育，健康相談，健康診査，機能訓練，訪問指導数等
備　　　考　　厚生労働省に提出する。
　　　　　　　厚生労働省で公表

6-5　衛生行政報告例

主　管　課　　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　衛生行政の実態を把握し，衛生行政運営の基礎資料とする。
調査対象　　公衆衛生行政の業務実績のある事業所
調査方法
　選　　定　全数
　配布・収集　オンライン

記　　入　自計
把 握 時　調査事項を参照
系　　統　厚生労働省－市
周期など
周　　期　年
実施期間　5月末
調査事項　(1)精神保健福祉関係
精神障害者の申請・通報・届出状況，措置入院・仮退所状況等
(2)衛生検査関係
興行場，公衆浴場，食品関係営業施設，食品等の収去試験，墓地・火葬場及び納骨堂等
備　　考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表

6-6　病院報告

主 管 課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　その他
目　　的　病院の分布及び利用状況等を把握し，医療行政の基礎資料とする（医療法）。

(1) 患者票
調査対象　病院及び療養病床を有する診療所
調査方法
選　　定　全数
客 体 数　105
配布・収集　郵送
記　　入　自計
把 握 時　月間
系　　統　厚生労働省－府－市－保健所－病院
周期など
周　　期　月
実施期間　毎月5日
調査事項　病床の種類，病床別患者数（入院），外来患者延数
備　　考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表

(2) 従事者票
調査対象　病院
調査方法
選　　定　全数
客 体 数　103
配布・収集　郵送
記　　入　自計
把 握 時　10月1日
系　　統　厚生労働省－府－市－保健所－病院
周期など
周　　期　年
実施期間　10月5日
調査事項　職種別従事者数
備　　考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表

6-7　医療施設動態調査

主 管 課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　基幹統計
目　　的　医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに，医療施設の診療機能を把握し，医療行政の基礎資料とする（医療法）。
調査対象　医療法に基づき開設・廃止・変更等を受理又は処分をした診療所
調査方法
選　　定　全数
客 体 数　本市への届出数
配布・収集　医療施設からの報告により調査票を作成
記　　入　自計
把 握 時　月間
系　　統　厚生労働省－府－市
周期など
周　　期　月
実施期間　毎月20日
調査事項　医療施設（診療所）の開設・廃止・変更等
備　　考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表

6-8　社会保障・人口問題基本調査

主 管 課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　その他
目　　的　Uターン者割合や将来の移動可能性をはじめとした人口移動に関するデータを都道府県別に表章するものであり，その結果は，「まち・ひと・しごと創生総合戦略」，とりわけ「地方への新しいひとの流れをつくる」ための施策及び地域別将来推計人口の基礎資料としての活用が見込まれている。
調査対象　国民生活基礎調査地区で設定された調査地区から無作為に選出された調査区内に住む全ての世帯主及び世帯員
調査方法
選　　定　無作為抽出
客 体 数　国民生活基礎調査の調査対象客体より抽出
配布・収集　調査員（密封回収）
記　　入　自計
把 握 時　7月1日現在
系　　統　厚生労働省(国立社会保障・人口問題研究所)－市－保健所－調査員－報告者
周期など
周　　期　年
実施期間　7月1日
調査事項　(1)世帯の属性
(2)世帯主及び世帯員の人口学的及び社会経済的属性
(3)世帯主及び世帯員の居住歴
(4)世帯主及び世帯員の将来（5年後）の居住地域（見通し）
(5)世帯主・配偶者の離家経験
(6)別の世帯にいる世帯主・配偶者の親の居住地
(7)別の世帯にいる世帯主の子の人口学的属性
(8)別の世帯にいる世帯主の子の出生地及び現住地
備　　考　国立社会保障・人口問題研究所から公表

6-9　医師，歯科医師，薬剤師調査

主 管 課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　その他
目　　的　医師，歯科医師，薬剤師の分布を明らかにし，医療及び公衆衛生行政の基礎資料を得る。
調査対象　医師，歯科医師，薬剤師
調査方法
選　　定　全数
客 体 数　12月31日現在の医師，歯科医師，薬剤師
配布・収集　郵送
記　　入　自計
把 握 時　12月31日
系　　統　厚生労働省－府－市－保健所－報告者
周期など

周　　期　2年
実施期間　12月中旬～1月中旬
調査事項　医師，歯科医師，薬剤師の性，年齢，担当診療所，従事場所など
備　　考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表

6-10 社会福祉施設等調査
主管課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　その他
目　　的　全国の社会福祉施設等の数，在所者，従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに，社会福祉施設等名簿を作成する（厚生労働省大臣官房統計情報部長通知）。
調査対象　(1)（施設票）社会福祉施設
(2)（事業者票）居宅支援事業所
調査方法
選　　定　全数
客体数　10月1日現在の社会福祉施設等
配布・収集　郵送
記　　入　自計
把握時　10月1日現在
系　　統　（基本票）厚生労働省－市
（詳細票）厚生労働省－対象施設
周期など
周　　期　年
実施期間　11月
調査事項　(1)施設の種類，施設名，所在地，設置・経営主体，定員，在所者数，従事者数等
(2)事業所の種類，事業所名，所在地，経営主体，サービスの提供状況，従事者数等
備　　考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表
平成20年度までは本市が，21～23年度は厚生労働省が直接実施。24年度からは各調査票を基本票と詳細票に分け，うち基本票については市で記入。

6-11 介護サービス施設・事業所調査
主管課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　その他
目　　的　全国の介護サービスの提供体制，提供内容等を把握することにより，介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得る。
調査対象　介護サービス施設・事業所及び利用者
調査方法
選　　定　全数
客体数　10月1日現在の施設・事業所数
配布・収集　郵送
記　　入　自計
把握時　10月1日
系　　統　（基本票）厚生労働省－都道府県
（詳細票）厚生労働省－施設
周期など
周　　期　年
実施期間　10月1日
調査事項　施設（事業所）名，所在地，開設・経営主体，定員，利用者数，従業者数等
備　　考　厚生労働省から公表
平成20年度までは本市が，21～23年度は厚生労働省が直接実施。24年度からは各調査票を基本票と施設票に分け，うち基本票については都道府県で記入。

6-12 医療施設静態調査（平成26年度実施）
主管課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　基幹統計
目　　的　医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに，医療施設の診療機能を把握し，医療行政の基礎資料を得る（医療施設調査規則）。
調査対象　病院，一般診療所及び歯科診療所
調査方法
選　　定　全数
客体数　平成26年10月1日現在の病院，一般診療所，歯科診療所
配布・収集　郵送
記　　入　自計
把握時　平成26年10月1日
系　　統　厚生労働省－府－市－保健所－医療施設管理者
周期など
周　　期　3年
実施期間　平成26年10月
調査事項　施設名，所在地，開設者，診療科目，病床数，入院・外来患者数等
備　　考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表

6-13 患者調査（平成26年度実施）
主管課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　基幹統計
目　　的　医療施設を利用する患者について，その傷病の状況等の実態を地域別に明らかにし，医療行政の基礎資料を得る（患者調査規則）。
調査対象　病院，一般診療所，歯科診療所
調査方法
選　　定　病院の入院は二次医療圏別，病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出
客体数　対象施設に訪れた全患者
配布・収集　郵送
記　　入　自計
把握時　病院：10月18日から20日のうち1日
診療所：10月18日，19日，21日のうち1日
退院患者：9月1日から30日まで
系　　統　厚生労働省－府－市－保健所－医療施設管理者
周期など
周　　期　3年
実施期間　平成26年9月から10月
調査事項　患者の住所，性別，生年月日，入院・外来の種別，受療状況，診療科名等
備　　考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表

6-14 受療行動調査（平成26年度実施）
主管課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　その他
目　　的　医療施設を利用する患者について，その受療の状況や受けた医療に対する満足度を患者から調査することにより，患者の医療に対する認識や行動を明らかにし，今後の医療行政の基礎資料とする。
調査対象　一般病院を利用した患者
調査方法
選　　定　一般病院の規模別に層化無作為抽出

客 体 数　対象施設を利用する全患者
配布・収集　調査員
記　　入　自計
把 握 時　平成26年10月18日から20日のうち1日
系　　統　厚生労働省－府－市－保健所－調査員－患者
周期など
周　　期　3年
実施期間　平成26年10月
調査事項　参考とした医療機関の情報源，待ち時間・診療時間，説明の状況，医療に対する満足度等
備　　考　厚生労働省から公表

6-15　所得再分配調査（平成26年度実施）
主 管 課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　その他
目　　的　社会保障制度及び租税制度による所得再分配の状況や所得再分配による所得格差の変化の実態を明らかにし，社会保障制度が国民生活にどのように機能しているかを確認し，厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得る。
調査対象　国民生活基礎調査（所得票）の単位区から抽出された単位区の全世帯
調査方法
選　　定　無作為抽出
客 体 数　175世帯
配布・収集　調査員
記　　入　自計
把 握 時　年間
系　　統　厚生労働省－府－市－福祉事務所－調査員－報告者
周期など
周　　期　3年
実施時期　平成26年7月14日～平成26年8月13日
調査事項　性，出生年月，拠出金，受給金，病院の通・入院状況，治療費支払方法，介護の利用状況，保育所の利用状況
備　　考　厚生労働省に提出する。

6-16　人口動態職業・産業調査（平成27年度実施）
主 管 課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　その他
目　　的　出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の人口動態事象と職業及び産業という社会経済的属性との関連を明らかにする。
調査対象　人口動態調査の対象と同じ
調査方法
選　　定　全数
記　　入　自計
把 握 時　調査日現在
系　　統　厚生労働省－府－市－保健所－区
周期など
周　　期　5年
実施期間　毎月
調査事項　出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の際の本人もしくは父母の職業
備　　考　人口動態統計特殊報告として，厚生労働省が公表する。

6-17　21世紀成年者縦断調査（平成24年度実施）
主 管 課　保健福祉部　保健福祉総務課
種　　類　受託　その他
目　　的　調査対象となった男女の結婚，出産，就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより，少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案，実践等のための基礎資料を得る。
調査対象　(1)平成14年成年者（平成14年に20～34歳であった男女（及びその配偶者））
　(2)平成24年成年者（平成24年に20～29歳である男女（及びその配偶者））
調査方法
選　　定　(1)全数
　(2)平成 22 年国民生活基礎調査の調査地区内の当該男女
客 体 数　(1)平成14年に20～34歳であった男女及びその配偶者のうち，継続して回答を得られた数
　(2)585
配布・収集　(1)郵送
　(2)調査員
記　　入　自計
把 握 時　11月
系　　統　厚生労働省－市－保健所－調査員－調査対象
周期など
周　　期　年
実施期間　11月
調査事項　健康の状況，就業の状況，現在の就業意欲，仕事と子育ての両立支援制度の利用状況，配偶者の有無，子どもの状況，家計の状況
備　　考　平成21年度までは本市が，22，23，27年度は厚生労働省が直接実施。24年度は(2)についてのみ調査員により実施。
　厚生労働省で公表

6-18　<u>医療扶助実態調査</u>
主 管 課　保健福祉部　監査適正給付推進課
種　　類　受託　その他
目　　的　生活保護法による医療扶助受給者の診療内容を把握し，生活保護制度，特に被保護階層に対する医療対策その他厚生行政の企画運営に必要な基礎資料を得る（厚生労働省社会・援護局長通知）。
調査対象　診療報酬請求明細書
調査方法
選　　定　無作為抽出
客 体 数　抽出率　甲表10分の1，乙表20分の1，歯科10分の1
把 握 時　6月
系　　統　厚生労働省－市
周期など
周　　期　年
実施期間　7月1日～10月中旬
調査事項　疾病分類，件数，点数及び同平均，診療内容別分類（投薬治療）
備　　考　厚生労働省に提出する。

6-19　<u>生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）</u>
主 管 課　障害保健福祉推進室
種　　類　受託　その他
目　　的　「障害者総合福祉法（仮称）」の実施等の検討の基礎資料を得るため，障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態やニーズを把握する。
調査対象　未定
（前回調査）
全国から無作為に抽出された約 4,500 の国

勢調査区に居住する在宅の障害児・者等（障害者手帳（身体障害者手帳，療育手帳，または精神障害者保健福祉手帳）所持者及び障害者手帳未所持であるが，長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）。

調査方法
- 選定　未定（前回調査）無作為抽出
- 客体数　未定（前回調査）4,833
- 配布・収集　未定（前回調査）調査員，回収は郵送
- 記入　未定（前回調査）自計
- 把握時　未定（前回調査）平成23年3月1日
- 系統　未定（前回調査）
  厚生労働省－市－調査員－報告者

周期など
- 周期　不定期
- 実施期間　未定（前回調査）12月1日

調査事項　未定
（前回調査）
日常生活のしづらさの状況，障害の状態，障害者手帳，福祉サービスの利用状況，日常生活上の支援の状況，日中活動の状況，外出の状況，家計の状況等

備考　未定（前回調査）厚生労働省から公表

6-20 次期京都市障害者計画策定総合調査

主管課　障害保健福祉推進室
種類　固有
目的　「支えあうまち・京都ほほえみプラン」の次期計画を策定するために，現在の障害者を取り巻く情勢について，①障害者支援団体の活動状況を調査する「障害者団体活動実態調査」，②障害のある市民の生活状況を調査する「障害者生活状況調査」，さらに，③他都市の障害福祉サービスの利用状況などを調査する「障害福祉サービス利用実態調査」の，それぞれの方向から3種類の実態調査を実施する。

調査対象　未定
（前回調査）
(1)「障害者団体活動実態調査」
市内に在住する障害者手帳の所持者とその家族等及び市内で活動する障害者団体（保護者・家族団体を含む）
(2)「障害者生活状況調査」
- 手帳取得者の中から無作為抽出
- 市内に住所を有し，精神障害全疾患に該当し市内及び隣接地域の病院の精神科病床に入院している方で精神障害者保健福祉手帳の取得者又は同手帳1～3級程度に該当する方
- 前項をよく知る医療従事者
- 市内に住所を有し，精神障害全疾患に該当し市内及び隣接地域の精神科・神経科を標榜する医療機関において通院医療を受けている方で手帳の取得者
- 市内に住所を有し，精神障害全疾患に該当する方の家族

(3)「障害福祉サービス利用実態調査」
他政令指定都市

調査方法
- 選定　未定（前回調査）無作為抽出
- 客体数　未定（前回調査）①②約5,000　③全政令指定都市
- 配布・収集　未定（前回調査）郵送
- 記入　未定（前回調査）併用
- 把握時　未定（前回調査）平成23年3月1日
- 系統　未定（前回調査）市―報告者，市－医療機関－報告者
  または市－団体－報告者

周期など
- 周期　5年
- 実施期間　未定
  （前回調査）平成23年8月1日～同年9月30日

調査事項　未定
（前回調査）障害の種類，家族・生活状況，就労状況，健康状況，介助の状況など

備考　公表日及び公表方法は未定

6-21 被保護者調査（基礎調査・個別調査）

主管課　生活福祉部　地域福祉課
種類　受託　その他
目的　生活保護法による保護を受けている全世帯について，保護の受給状況等を把握し，生活保護制度並びに厚生行政の企画運営に必要な資料を得る。
調査対象　保護台帳等

調査方法
- 選定　全数
- 記入　他計
- 把握時　7月31日現在
- 系統　厚生労働省－市－福祉事務所

周期など
- 周期　年
- 実施期間　8月

調査事項　生活保護の決定状況，世帯及び世帯員の状況，住居の状況など
備考　厚生労働省に提出する。

6-22 ホームレスの実態に関する全国調査

主管課　生活福祉部　地域福祉課
種類　受託　その他
目的　京都市ホームレス自立支援等実施計画の見直しを検討するために必要な基礎資料を得る。
調査対象　都市公園，河川，道路，駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者

調査方法
- 選定　全数
- 客体数　調査対象地域のホームレス数
- 配布・収集　調査員
- 記入　他計
- 把握時　1月
- 系統　厚生労働省－市－対象者

周期など
- 周期　年
- 実施期間　1月

調査事項　ホームレスの人数
備考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表

6-23 社会保障生計（家計簿）調査（平成26年度実施）

主管課　生活福祉部　地域福祉課
種類　受託　その他
目的　被保護世帯における生活実態を明らかにすることによって，生活保護基準の改善，その他生活保護制度全般にわたって必要な資料を得るとともに，厚生労働行政の企画運営に必要な，基礎資料を得ることを目的とする。

調査対象　世帯類型別構成割合に応じて，勤労世帯を優先的に選定
調査方法
選定　有意抽出
客体数　40世帯
配布・収集　調査員
把握時　毎日
系統　厚生労働省－市－福祉事務所－対象者
周期など
周期　年
実施期間　毎月
調査事項　調査世帯の家計状況
備考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表

6-24　全国家庭児童調査（平成26年度実施）
主管課　子育て支援部　児童家庭課
種類　受託　その他
目的　全国の家庭にいる児童及びその世帯の状況を把握し，児童福祉行政のための基礎資料を得る。
調査対象　国民生活基礎調査から選定した18歳未満の児童のいる世帯及びその世帯にいる小学校5年生から18歳未満までの児童
調査方法
選定　無作為抽出
客体数　13世帯
配布・収集　調査員，回収は調査員または郵送
記入　自計
把握時　12月1日現在
系統　厚生労働省－市－調査員－報告者
周期など
周期　5年
実施期間　10月
調査事項　保護者用：保護者の状況，子育てについての悩みや相談先，養育費等
児童用：友達の状況，不安や相談先等
備考　厚生労働省に提出する。

6-25　京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査（平成25年度実施）
主管課　子育て支援部　児童家庭課
種類　固有
目的　子育てに関する市民の実態とニーズを把握し，今後の本市における子育て支援施策の展開の方向性を検討する基礎資料を得る。
調査対象　小学校6年生以下の児童を有する保護者
調査方法
選定　無作為抽出
客体数　13,000世帯
配布・収集　郵送
記入　自計
把握時　10月30日～11月13日
系統　市－報告者
周期など
周期　5年
実施期間　10月30日～11月13日
調査事項　生活状況，収入，施策の利用状況等，行政への要望等
備考　報告書を作成

6-26　京都市ひとり親家庭実態調査（平成25年度実施）
主管課　子育て支援部　児童家庭課
種類　固有
目的　京都市内に在住のひとり親家庭（母子・父子家庭）の生活実態の動向・変化とそれに伴う新しいニーズを把握し，今後のひとり親家庭福祉施策推進に必要な基礎資料を得る。
調査対象　20歳未満の児童を有する配偶者のいない保護者
調査方法
選定　無作為抽出
客体数　5,000世帯
配布・収集　郵送
記入　自計
把握時　10月30日～11月13日
系統　市－報告者
周期など
周期　5年
実施期間　10月30日～11月13日
調査事項　生活状況，収入，施策の利用状況，行政への要望等
備考　報告書を作成

6-27　京都市結婚と出産に関する意識調査（平成25年度実施）
主管課　子育て支援部　児童家庭課
種類　固有
目的　結婚と出産に関する市民の実態及び意識を把握し，今後の本市における子育て支援施策の展開の方向性を検討する基礎資料を得る。
調査対象　18歳以上50歳未満の市民
調査方法
選定　無作為抽出
客体数　6,500人
配布・収集　郵送
記入　自計
把握時　平成25年10月30日～11月13日
系統　市－報告者
周期など
周期　5年
実施期間　平成25年10月30日～11月13日
調査事項　生活状況，収入，施策の利用状況等，行政への要望等
備考　報告書を作成

6-28　児童養護施設等入所児童等調査（平成24年度実施）
主管課　子育て支援部　児童家庭課
種類　受託　その他
目的　児童福祉法に基づいて，里親に委託されている児童，児童養護施設，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童，母子生活支援施設に保護されている母子世帯の児童並びにその保護者の実態を明らかにして，児童福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。
調査対象　本市における里親委託児童，児童養護施設の入所児童，情緒障害児短期治療施設の入所児童，児童自立支援施設の入所児童，乳児院の入所児童及び母子生活支援施設の児童並びにその保護者
調査方法
選定　全数
客体数　731人
配布・収集　郵送

記　　入　併用
把 握 時　2月1日
系　　統　厚生労働省－市－報告者（施設）
周期など
周　　期　5年
実施期間　平成25年2月～3月
調査事項　入所児童の出生年月，入所年月，入所経路，就学及び就職状況，心身の状況等
備　　考　厚生労働省に提出する。

6-29　全国母子世帯等調査（平成23年度実施）
主 管 課　子育て支援部　児童家庭課
種　　類　受託　その他
目　　的　母子・父子家庭，父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し，これら母子世帯等に対する福祉の充実を図るための資料を得る。
調査対象　母子・父子家庭及び父母のいない児童のいる世帯
調査方法
選　　定　無作為抽出
客 体 数　6世帯
配布・収集　調査員，回収は郵送
記　　入　自計
把 握 時　11月1日
系　　統　厚生労働省－市－民間団体
周期など
周　　期　5年
実施期間　11月
調査事項　母子家庭等になった時期，理由，就労（所得）状況，住宅状況，子どもの状況，困っていること等
備　　考　厚生労働省に提出する。

6-30　地域児童福祉事業等調査
主 管 課　子育て支援部　保育課
種　　類　受託　その他
目　　的　保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組等の実態を把握し，多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。
調査対象　認可外保育施設利用世帯等
調査方法
選　　定　無作為抽出
客 体 数　利用世帯の2分の1の世帯
配布・収集　郵送
記　　入　自計
把 握 時　2月1日
系　　統　厚生労働省－府－市－報告者（施設）
周期など
周　　期　年
実施期間　1月～3月
調査事項　世帯の状況，父母の就労状況，利用時間，利用サービスなど
備　　考　厚生労働省に提出する。

6-31　国民健康・栄養調査
主 管 課　保健衛生推進室　保健医療課
種　　類　受託　その他
目　　的　国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る（健康増進法）。
調査対象　国民生活基礎調査地区内の世帯
調査方法
選　　定　無作為抽出
客 体 数　未定
配布・収集　調査員
記　　入　自計
把 握 時　11月中の1日
系　　統　厚生労働省－市－保健所－対象世帯
周期など
周　　期　年
実施期間　11月1日～11月30日
調査事項　世帯の状況，栄養摂取・食品摂取量，体位測定等
備　　考　厚生労働省に提出する。
厚生労働省で公表

6-32　食中毒統計調査
主 管 課　保健衛生推進室　保健医療課
種　　類　受託　その他
目　　的　食中毒患者及び死者の発生状況及び原因を把握し，食品衛生対策の資料とする（食品衛生法）。
調査対象　食中毒患者及び食中毒死者
調査方法
選　　定　全数
記　　入　自計
把 握 時　月間
系　　統　厚生労働省－市－保健所－医師
周期など
周　　期　月
実施期間　毎月
調査事項　患者数，死者数，摂取食品，原因食品，原因物質，原因施設等
備　　考　「京都市衛生年報」に掲載する。

6-33　歯科疾患実態調査
主 管 課　保健衛生推進室　保健医療課
種　　類　受託　その他
目　　的　歯科保健状況を把握し，歯科保健対策の推進に必要な基礎資料を得るため
調査対象　国民生活基礎調査地区内の世帯
調査方法
選　　定　無作為抽出
客 体 数　未定
配布・収集　調査員
記　　入　他計
把 握 時　11月中
系　　統　厚生労働省－市－保健センター－対象世帯
周期など
周　　期　5年
実施期間　11月
調査事項　歯及び歯肉の状況，歯ブラシの使用状況等
備　　考　厚生労働省へ提出する。
厚生労働省で公表

7　都市計画局

7-1　都市計画基礎調査

主　管　課　　都市企画部　都市計画課
種　　　類　　固有
目　　　的　　都市計画法に定める土地利用計画の策定及び用途地域等の都市計画の策定のための基礎資料を得る。
調 査 対 象　　(1)建築確認申請データ
(2)農地転用許可申請書
(3)固定資産税データ
調 査 方 法
選　　　定　全数
記　　　入　自計
把　握　時　年度
周 期 な ど
周　　　期　年
実 施 期 間　6月～3月
調 査 事 項　　(1)用途別建物新築状況
(2)農地転用状況
(3)建ぺい率，容積率の状況
備　　　考　　報告書を作成し，情報公開コーナーで閲覧に供する。

7-2　全国道路交通情勢調査（一般交通量調査）（平成 27 年度実施）

主　管　課　　歩くまち京都推進室
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　道路の交通量を調査し，道路の計画，建設，管理などについての基礎資料を得る。
調 査 対 象　　観測断面を通過する自動車・二輪車・歩行者
調 査 方 法
選　　　定　全数
客　体　数　約 239 箇所
配布・収集　調査員
記　　　入　他計
把　握　時　年度中
系　　　統　国土交通省－近畿地方整備局－市－委託業者－調査員
周 期 な ど
周　　　期　5年
実 施 期 間　年度中
調 査 事 項　　観測断面を通過する自動車・二輪車・歩行者の交通量
備　　　考　　報告書を作成し，情報公開コーナーで閲覧に供する。

7-3　京阪神都市圏交通計画調査（平成 22 年度実施）

主　管　課　　歩くまち京都推進室
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　人の1日の動きを把握する。
調 査 対 象　　住民基本台帳に登録された者
調 査 方 法
選　　　定　無作為抽出
客　体　数　11 万世帯
配布・収集　郵送とインターネットの併用による
記　　　入　自計
把　握　時　10 月～11 月
系　　　統　国土交通省－近畿地方整備局－市－委託業者－調査員－世帯
周 期 な ど
周　　　期　10 年
実 施 期 間　10 月～11 月
調 査 事 項
（1）個人属性
住所，通勤通学先住所，性別，年齢，職業，運転免許の有無，自動二輪車又は自動車の保有台数
（2）トリップ属性
出発地，出発地の建物・場所，出発時刻，到着地，到着地の建物・場所，到着時刻，目的，移動手段，自動車運転の有無，駐車場所
備　　　考　　報告書を作成し，情報公開コーナーで閲覧に供する。

7-4　住生活総合調査（平成 25 年度実施）

主　管　課　　住宅室　住宅政策課
種　　　類　　受託　その他
目　　　的　　住宅政策の企画立案の基礎的資料を得るため
調 査 対 象　　平成 25 年度住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯
調 査 方 法
選　　　定　無作為抽出
客　体　数　約 936 世帯
配布・収集　調査員と郵送の併用による
記　　　入　自計
把　握　時　12 月 1 日現在
系　　　統　国土交通省－府－市－指導員－調査員－世帯
周 期 な ど
周　　　期　5年
実 施 期 間　12 月
調 査 事 項　　住宅困窮の実態，住宅及び住環境に対する評価，住宅の改善計画の有無と内容，住宅建設又は住み替えの実態把握等
備　　　考　　平成 28 年度春頃にホームページ，報告書等をもって公表

7-5　住生活総合調査拡大調査（平成 25 年度実施）

主　管　課　　住宅室　住宅政策課
種　　　類　　固有
目　　　的　　住生活総合調査の結果に，本市における統計的な有意性をもたせるため
調 査 対 象　　平成 25 年度住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯
調 査 方 法
選　　　定　無作為抽出
客　体　数　約 5,616 世帯
配布・収集　調査員と郵送の併用による
記　　　入　自計
把　握　時　12 月 1 日現在
系　　　統　市－指導員－調査員－世帯
周 期 な ど
周　　　期　5年
実 施 期 間　12 月
調 査 事 項　　住宅困窮の実態，住宅及び住環境に対する評価，住宅の改善計画の有無と内容，住宅建設又は住み替えの実態把握等
備　　　考　　平成 28 年度春頃にホームページ，報告書等をもって公表

８　建設局

8-1　道路交通管理統計調査

主 管 課　土木管理部　道路河川管理課
種　　類　受託　その他
目　　的　道路交通管理の実態を把握し,今後における道路交通管理行政の参考に資する。
調査対象　市が管理する道路法による道路
調査方法
選　　定　全数
客 体 数　3,604㎞
記　　入　自計
把 握 時　4月1日現在
系　　統　国土交通省－市
周期など
周　　期　年
実施期間　4月30日～7月24日（平成27年度実績）
調査事項　道路管理の組織及び人員の状況,道路管理延長，沿道状況他
備　　考　国土交通省に提出する。

8-2　駅周辺における放置自転車等の実態調査（全国調査）（平成27年度実施）

主 管 課　自転車政策推進室
種　　類　受託　その他
目　　的　自転車等への対策の基礎資料として収集し,各種施策の検討を行う。
調査対象　自転車，自転車等駐車場等
調査方法
選　　定　全数
把 握 時　8月末現在，10～11月
系　　統　内閣府－府－市
周期など
周　　期　2年
調査事項　駅周辺における自転車の放置台数,駅周辺における自転車駐車場の設置状況,放置自転車の撤去，処分等の状況等
備　　考　内閣府に提出する。

8-3　駅周辺における放置自転車等の実態調査（本市独自調査）

主 管 課　自転車政策推進室
種　　類　固有
目　　的　自転車等への対策の基礎資料として収集し,各種施策の検討を行う。
調査対象　自転車
調査方法
選　　定　全数
把 握 時　10～11月
周期など
周　　期　2年（全国調査のない年に実施）
調査事項　駅周辺における自転車の放置台数

９　会計室

統計調査の実施予定なし

京　都　市　統　計　事　務　規　程

平成２年７月２７日
訓令甲第２７号
庁中一般
区役所
事業所

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　統計調査主任（第３条・第４条）
第３章　統計調査連絡会議（第５条～第１０条）
第４章　統計調査年間計画（第１１条～第１５条）
第５章　雑則（第１６条～第１９条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は，本市における統計事務について，統計の真実性を確保し，統計調査の相互調整を行い，統計の体系を整備するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　統計調査　次に掲げる調査をいう。

ア　統計法第２条第５項に規定する統計調査で本市が行うものその他調査対象に申告若しくは報告又は資料の提出を求めて行う調査

イ　集計，統計表の作成等を直接の目的とせずに作成された業務に関する書類又は資料を用いて行う調査

（２）　統計資料　本市が発行する統計調査の結果に基づく統計表，報告書，図書その他の資料をいう。

（３）　統計調査年間計画　本市が行う統計調査について，名称，統計調査を行う担当課の名称，目的，対象，方法，周期，実施期間，調査事項及び公表の期日と方法を定めたものをいう。

第２章　統計調査主任

（統計調査主任）

第３条　京都市事務分掌条例第１条に規定する局及び会計室（以下「局」という。）に統計調査主任を置く。

２　統計調査主任は，別表に掲げる職員をもって充てる。

（統計調査主任の責務）

第４条　統計調査主任は，局に係る統計調査の企画，設計及び公表並びに統計資料の収集及び整

備に関する事務を行う。

第３章　統計調査連絡会議

（連絡会議の設置）
第５条　この訓令の円滑な運用を図るため，統計調査連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
（構成）
第６条　連絡会議は，次に掲げる者をもって構成する。
（１）　総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長（以下「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」という。）
（２）　総合企画局情報化推進室長
（３）　総合企画局情報化推進室情報統計課長（以下「情報統計課長」という。）
（４）　統計調査主任
（５）　前各号に掲げる者のほか，プロジェクト・国際化・情報化担当局長が必要と認める本市関係職員
（議長及び副議長）
第７条　連絡会議に議長及び副議長を置く。
２　議長はプロジェクト・国際化・情報化担当局長とし，副議長は情報統計課長をもって充てる。
３　議長は，会務を総理する。
４　副議長は，議長を補佐し，議長に事故があるときは，その職務を代理する。
（招集）
第８条　連絡会議は，議長が招集する。
（審議事項）
第９条　連絡会議は，次の各号に掲げる事項について審議する。
（１）　統計調査年間計画案の作成及び統計調査年間計画の変更に関すること。
（２）　統計調査の相互調整に関すること。
（３）　統計資料の収集及び整備に関すること。
（４）　その他統計調査及び統計資料に関すること。
（庶務）
第１０条　連絡会議の庶務は，総合企画局情報化推進室において行う。

第４章　統計調査年間計画

（統計調査の実施の通知）
第１１条　統計調査主任は，毎年３月３１日までに，翌年度の局において実施する統計調査をプロジェクト・国際化・情報化担当局長に通知しなければならない。
（統計調査年間計画）
第１２条　プロジェクト・国際化・情報化担当局長は，毎年４月３０日までに，連絡会議の議を経て，当該年度の統計調査年間計画を決定し，その内容を統計調査主任に通知するものとする。

（統計調査年間計画の変更）
第１３条　統計調査主任は，局において前条の規定により定めた統計調査年間計画を変更しようとするときは，あらかじめ変更しようとする事項を明らかにして，プロジェクト・国際化・情報化担当局長に通知しなければならない。
２　プロジェクト・国際化・情報化担当局長は，前項の規定による通知を受けたときは，速やかに連絡会議の議を経て，統計調査年間計画の変更の可否を決定しなければならない。
３　プロジェクト・国際化・情報化担当局長は，前項の規定にかかわらず，連絡会議の議を経る必要がないと認めるときは，その議を経ることなく統計調査年間計画の変更の可否を決定することができる。
４　プロジェクト・国際化・情報化担当局長は，統計調査年間計画を変更したときは，その内容を統計調査主任に通知するものとする。
（通知の方法）
第１４条　第１１条及び前条第１項の規定による通知は，統計調査実施・変更通知書（別記様式）によるものとする。
（助言又は勧告）
第１５条　情報統計課長は，統計調査年間計画に基づき，局において実施する統計調査について，必要な助言又は勧告をすることができる。

第５章　雑則

（結果の報告等）
第１６条　統計調査主任は，局において統計調査の結果を公表しようとするときは，当該統計調査の結果に係る統計資料を情報統計課長に提出しなければならない。ただし，情報統計課長が提出する必要がないと認めたときは，この限りでない。
２　統計資料を作成するときは，調査方法の概要並びに必要な解説及び図表を付し，利用の便を図らなければならない。この場合において，既に発表された調査結果を利用するときは，その出所を明らかにしなければならない。
（資料の分類及び整理）
第１７条　情報統計課長は，前条第１項の規定により統計資料の送付を受けたときは，これを適切に分類し，及び整理するとともに，その効果的な利用を図らなければならない。
（資料の作成等）
第１８条　情報統計課長は，局の事務の参考と考えられる統計資料を作成したときは，速やかに統計調査主任に送付するものとする。
２　局で使用する行政の基礎資料は，情報統計課長が指定する統計資料を利用するものとする。
（補則）
第１９条　この訓令の施行に関し必要な事項は，プロジェクト・国際化・情報化担当局長が定める。

附　則

この訓令は，公布の日から施行する。

附　則(平成３年４月１日訓令甲第６号)
この訓令は，公布の日から施行する。
附　則(平成４年４月１日訓令甲第１７号)
この訓令は，公布の日から施行する。
附　則(平成５年４月１日訓令甲第４号)
この訓令は，公布の日から施行する。
附　則(平成７年３月３１日訓令甲第３５号)
この訓令は，平成７年４月１日から施行する。
附　則(平成９年３月３１日訓令甲第３８号)
この訓令は，平成９年４月１日から施行する。
附　則(平成１０年３月３１日訓令甲第２４号)
この訓令は，平成１０年４月１日から施行する。
附　則(平成１１年３月３１日訓令甲第２８号)
この訓令は，平成１１年４月１日から施行する。
附　則(平成１３年１月４日訓令甲第２２号)
この訓令は，平成１３年１月６日から施行する。
附　則(平成１３年３月３０日訓令甲第３２号)
この訓令は，平成１３年４月１日から施行する。
附　則(平成１５年３月３１日訓令甲第２７号)
この訓令は，平成１５年４月１日から施行する。
附　則(平成１７年３月３１日訓令甲第３０号)
この訓令は，平成１７年４月１日から施行する。
附　則(平成１８年３月３１日訓令甲第２６号)
この訓令は，平成１８年４月１日から施行する。
附　則(平成１９年３月３０日訓令甲第２８号)
この訓令は，平成１９年４月１日から施行する。
附　則(平成１９年９月２８日訓令甲第１４号)
この訓令は，平成１９年１０月１日から施行する。
附　則(平成２０年３月３１日訓令甲第３１号)
この訓令は，平成２０年４月１日から施行する。
附　則(平成２１年３月３１日訓令甲第３２号)
この訓令は，平成２１年４月１日から施行する。
附　則(平成２４年４月１６日訓令甲第１号)
この訓令は，公布の日から施行する。
附　則(平成２５年３月２９日訓令甲第２１号)
この訓令は，平成２５年４月１日から施行する。
附　則(平成２６年３月３１日訓令甲第２７号)
この訓令は，平成２６年４月１日から施行する。
附　則(平成２７年３月３０日訓令甲第１８号)
この訓令は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則(平成２８年４月１日訓令甲第１７号)

この訓令は，平成２８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

所　　　　　　　　属	統計調査主任となる職
環境政策局環境企画部環境総務課	庶　務　係　長
行財政局総務部総務課	庶　務　係　長
総合企画局総合政策室	庶　務　係　長
文化市民局共同参画社会推進部文化市民総務課	企画調査係長
産業観光局産業戦略部産業総務課	庶　務　係　長
保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課	企画調査係長
都市計画局都市企画部都市総務課	調　査　係　長
建設局建設企画部建設総務課	庶　務　係　長
会計室	庶　務　係　長

別記様式（第１４条関係）

実 施
統 計 調 査　　　　通　知　書
変 更

（宛先）総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長	年　　月　　日
	統 計 調 査 主 任

<table>
<tr><td colspan="3">京都市統計事務規程　□第１１条
□第１３条第１項　の規定により通知します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　名　　　　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">２　統 計 調 査 を 行 う
担 当 課 の 名 称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">３　目　　　　的</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">４　対　　　　象</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">５　方　法</td><td>⑴　選定の方法</td><td></td></tr>
<tr><td>⑵　客 体 数</td><td></td></tr>
<tr><td>⑶　配 布 及 び
収集の方法</td><td></td></tr>
<tr><td>⑷　記入の方法</td><td></td></tr>
<tr><td>⑸　把握時点又
は把握期間</td><td></td></tr>
<tr><td>⑹　調査機関と
そ の 系 統</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">６　周期等</td><td>⑴　周　　期</td><td></td></tr>
<tr><td>⑵　実 施 期 間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">７　調　査　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">８　公 表 の 期 日 と 方 法</td><td></td></tr>
</table>

平成２８年度　統計調査年間計画

平成２８年４月発行

編集・発行
京都市総合企画局
情報化推進室情報統計担当

〒604-8571
京都市中京区河原町通三条上る
恵比須町 427 番地
京都朝日会館４階

電話　(075)222-3216
FAX　(075)222-3218

http://www2.city.kyoto.lg.jp/sogo/toukei/